

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊長 原野 直樹

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 品名等

グループ	品 名	規 格	単位	数量	入札関係書類 提出の有無
1	給食業務の部外委託	仕様書のとおり	S T	1	有
2	食器洗浄及び清掃作 業部外委託	〃	〃	1	有

(2) 履行場所：陸上自衛隊東千歳駐屯地

(3) 履行期限：令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。

ア 1グループ：給食業務の部外委託

「A」「B」又は「C」等級に格付けされた者

イ 2グループ：食器洗浄及び清掃作業部外委託

「A」「B」又は「C」等級に格付けされた者

(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27. 12. 2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。

(8) グループ1については、陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務の部外委託仕様書、グループ2については食器洗浄及び清掃作業部外委託仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

(9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。

- (10) グループ1については、別紙第1「東千歳駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」、グループ2については、別紙第2「東千歳駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」に示す入札関係書類について、合格であった者

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場合

陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 入札説明会等の場所及び日時

- (1) 入札説明会：実施しない
- (2) 現場説明会：契約締結後の認識相違等防止のため、個別の現場説明会を実施する。
実施期間：令和4年12月5日（月）～令和4年12月23日（金）（土・日・祝日を除く。）
実施要領：入札参加希望者は、現場説明会を希望する日程を希望日前日までに第12項（6）の担当者と調整すること。

5 入札参加に必要な入札関係書類の提出要領

- (1) 提出期限：令和5年1月10日（火）17時00分
- (2) 提出場所：陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊契約班
- (3) 提出内容：グループ1は別紙第1「東千歳駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」による。グループ2は別紙第2「東千歳駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」による。

6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊入札室（建物番号 3217）
- (2) 日 時：令和5年1月24日（火）13時10分

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額（第9項に基づき、消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額とする）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（第9項に基づき、消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額とする）の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した場合
- (3) 入札書に記名が無い場合又は品名、数量金額等が不明慮の場合若しくは、入札書に記載された金額が改正されている入札
- (4) 電報・電話・FAXによる入札
- (5) 郵便入札締切時間又は入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 次の文面を記載していない入札書による入札

「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

(8) グループ毎、入札関係書類未提出又は事前審査の結果不合格の通知を受けた者の入札

9 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差引いた金額を入札書に記載すること。

10 落札決定方式

(1) **グループ毎の総額により決定する。**入札参加資格をすべて満たした者のうち、総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する

(2) 当初の入札において落札者となるべき者がなかった場合は、再度入札を直ちに実施する。ただし、当初の入札で郵便入札があった場合は、令和5年1月30日（月）14時00分に執行する。

11 契約書の作成

契約書の作成（契約締結）時期：令和5年4月3日（月）に契約書を作成する。（契約内容は、令和5年4月1日から効力を発し、契約書は年度開始後の最初の平日に作成する。なお、暫定予算が組まれた場合においては、本予算成立後、引き続き効力を有するものとする。）

12 その他

(1) グループ毎の入札実施要領として、各入札実施要項を確認及び厳守するものとする。

(2) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(3) 代金支払要領については、分割払（分割払回数は12回まで）とする。

(4) 郵便入札

ア 件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和5年1月23日（月）17時までに第324会計隊契約班に必着させること。

この際、下記（5）記載の担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

イ 再度入札の場合、令和5年1月30日（月）12時00分までに第324会計隊契約班に必着させること。この際、下記（5）記載の担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

(5) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地 第324会計隊 契約班（担当者：前多）

TEL 0123-23-5131（内線：3440）

FAX 0123-23-3642（直通）

(6) 仕様書及び現場説明に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊補給科糧食班（担当者：古瀬）

TEL 0123-23-5131（内線：3370）

13 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所

ア 東千歳、札幌及び島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所

イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

(2) 掲示期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月24日（火）

東千歳駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項

1 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、A、B、C等級に格付けされた者
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) 次項第3号アに示す入札関係書類について、合格であった者

2 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和5年度予算が成立することを条件とする。

- (1) 仕様書の配布
令和4年12月1日（木）以降、次の場所において配布する。
ア 陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊事務室
イ 陸上自衛隊北部方面会計隊ホームページ
- (2) 入札説明会：実施しない
- (3) 現場説明会：契約締結後の認識相違等防止のため、個別の現場説明会を実施する。
実施期間：令和4年12月5日（月）～令和4年12月23日（金）（土・日・祝日を除く。）
実施要領：入札参加希望者は、現場説明会を希望する日程を希望日前日までに公告第12項（6）の担当者と調整すること。
- (4) 入札関係書類提出
ア 提出書類
イ 資格審査結果通知書
令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し
ロ 過去2年分を含む、令和4年度最新で取得可能な社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険料又は労働保険料の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。

(ウ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

(a) 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

- aa 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の1か月分を作成すること。氏名の記載は不要）（付紙第1「「勤務予定表案」の例（給食業務）」参照）
- ab 従業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策（付紙第2「「採用・運用計画等」の例（給食業務）」参照）
- ac 受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）（付紙第3「「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例（給食業務）」参照）

(b) 調理及び配食時における作業従事者等の配置

- aa 炊飯、下処理、揚げ等、加熱調理作業及び非加熱作業ごとの調理工程表及び作業人員見積
- ab 仕様書に示す「配食人員の配置（基準）」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明（付紙第4「「配食人員の配置」の例（給食業務）」参照）

(c) 管理態勢及び連絡態勢

- aa 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）（様式随意）
- ab 欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）（様式随意）
- ac 安全管理計画（様式随意）

(d) 従業員の教育研修態勢

- aa 社内教育の実施計画（様式随意）
- ab 新規採用者の教育態勢（様式随意）

b 食品衛生管理

(a) 衛生管理計画

- aa 作業従事者等の健康管理の取り組み（様式随意）
- ab 細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）（様式随意）
- ac 新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領（様式随意）

(b) 衛生事故への対応

報告態勢、社内マニュアル等（様式随意）

c 令和2・3・4年度における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況

(a) 不履行内容（減額されたものを含む。様式随意）

- aa 駐屯地名及び時期
- ab 業務不履行の内容及び発生原因

(b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）

- aa 改善に当たり取り組んだ事項
- ab 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策

- イ 提出期限
令和5年1月10日（火）17時00分
- ウ 提出方法
陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊契約班に持参又は郵送すること。
- (5) 入札関係書類の審査
前号アに掲げる提出書類を審査し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 入札参加資格に係る審査結果の通知
令和5年1月17日（火）までに書面により通知する。
- (7) 審査結果に対する疑義の申し立て
審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。
- (8) 入札及び開札
ア 時 期
令和5年1月24日（火）13時10分
イ 場 所
陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊契約班
ウ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
エ 郵便入札
件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和5年1月23日（月）17時までに第324会計隊契約班に必着させること。
この際、公告第12項（5）記載の担当者に電話にて到達の確認を行うこと。
- (9) 落札者の決定
第1項に規定する入札参加資格を全て満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上、決定する。この場合、該当する応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (10) 業務の引継ぎ
落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申出ることができる。
- (11) 契約書の作成（契約締結）
ア 全 般
落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。
イ 落札者の提出
（ア） 提出期限
落札決定の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

陸上自衛隊東千歳駐屯地（契約班）に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和5年4月3日（月）に契約書を作成する。（契約内容は、令和5年4月1日から効力を発し、契約書は年度開始後の最初の平日に作成する。なお、暫定予算が組まれた場合においては、本予算成立後、引き続き効力を有するものとする。）

エ 様式

陸上自衛隊標準契約書

オ 付帯する特約条項

(ア) 部分払に関する特約条項

(イ) 談合等の不正行為に関する特約条項

(ウ) 暴力団排除に関する特約条項

カ 添付する書類

仕様書

3 委託費の支払方法

- (1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。
- (2) 官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第3号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする

4 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号（27.12.2）第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（喫食者に対する配食ができなかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒等の発生により履行しなかった場合を除く。）	10～20%×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入含む。）	1%×1 か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3～10%×1 か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1 か月分の委託費

※ 割合は契約担当官が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

5 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

特に、受託者からの契約金額の増減額を伴う申し出については、増減額分の見積書を提出するほか、官側の要求するエビデンス等の提出に応じるものとする。

「勤務予定表案」の例（給食業務）

1 必要人員数

(1) 調理作業人員

朝食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、昼食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、夕食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人

(2) 配食作業人員

朝食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、昼食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、夕食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人

2 シフト別勤務時間

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
現場責任者	①	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	A	休	C	B	A	休	C	C	休	休	C	B	A	休	休	C	A	休	C
作業従事者	2	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	休	休	C	B	A	休	C	B	休	C	C	B	A	休	休	B	A	休	C
	3																															
	④																															
	⑤																															
	6																															
	7																															
	⑧																															
	⑨																															
	10																															
	⑪																															

凡例 A：4：30～13：30（8時間労働1時間休憩） B：9：00～18：00（8時間労働1時間休憩）
 C：11：00～19：00（7時間労働1時間休憩） 休：休務 丸数字：調理師免許保有者 現場責任者又は代理者

「採用・運用計画等」の例（給食業務）

〇〇駐屯地の給食業務部外委託における作業従事者等の採用・運用計画（例）

	確保予定人員	所属等	採用・運用予定	備考
現場責任者	①	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	調理師免許保有
作業従事者	2	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	
	3	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	
	④	弊社所属	・ 現在弊社の別部署〇〇にて勤務 ・ 〇〇から異動予定（調整済）	調理師免許保有
	⑤	弊社所属	・ 現在弊社の別部署〇〇にて勤務 ・ 〇〇から異動予定（検討中）※ 1、※ 2	調理師免許保有
	6	弊社所属	・ 業務開始前（〇月〇日まで）に新規採用予定 ※ 2	
	...			

2 予定人員数を確保できなかった場合の処置対策

〇〇から異動できなかった場合、新規採用にて対応（※ 1）

新規採用にて〇月〇日までに確保できなかった場合、当面本社の人員をもって対応するとともに、地域を拡大して募集を継続（※ 2）

凡例 ○数字：調理師免許保有者

「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例（給食業務）

（注）計上する消耗品及び使用見積は、仕様書に基づき記載する。

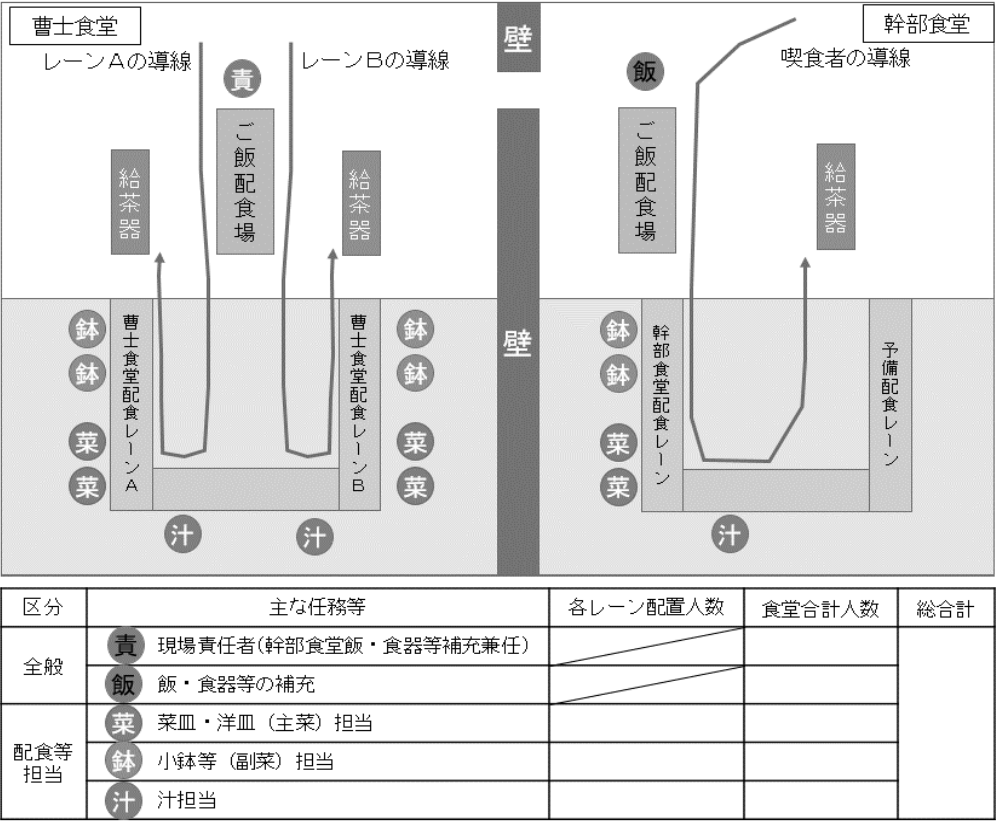
【給食業務】

No	使用区分	品 名	使用見積数（月）	使用見積数（年）	備考
1	作業従事者個人用	マスク	（例）1,200枚	（例）14,400枚	3枚/人日×12人×31日=1,116枚/月
2	作業従事者個人用	個人用被服		〇〇人分	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	．．．	．．．	
	．．．				

「配食人員の配置」の例（給食業務）

（注）仕様書に準拠し、施設等の特性を踏まえ、主な任務等及び人員数を図示等により理解容易なように説明する。

【配食作業】（例）



東千歳駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項

1 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、A、B、C等級に格付けされた者
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下「官側」という。）における食器洗浄及び清掃作業部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) 次項第3号アに示す入札関係書類について、合格であった者

2 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和5年度予算が成立することを条件とする。

- (1) 仕様書の配布
令和4年12月1日（木）以降、次の場所において配布する。
ア 陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊事務室
イ 陸上自衛隊北部方面会計隊ホームページ
- (2) 入札説明会：実施しない
- (3) 現場説明会：契約締結後の認識相違等防止のため、個別の現場説明会を実施する。
実施期間：令和4年12月5日（月）～令和4年12月23日（金）（土・日・祝日を除く。）
実施要領：入札参加希望者は、現場説明会を希望する日程を希望日前日までに公告第12項（6）の担当者と調整すること。
- (4) 入札関係書類提出
ア 提出書類
イ 資格審査結果通知書
令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し
ロ 過去2年分を含む、令和4年度最新で取得可能な社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険料又は労働保険料の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。

(ウ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

(a) 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

- aa 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の1か月分を作成すること。氏名の記載は不要）（付紙第1「勤務予定表案」の例（食器洗浄）」参照）
- ab 従業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策（付紙第2「採用・運用計画等」の例（食器洗浄）」参照）
- ac 受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）（付紙第3「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例（食器洗浄）」参照）

(b) 食器洗浄時における作業従事者等の配置

aa 作業人員見積

（付紙第4「食器洗浄人員の配置」の例（食器洗浄）」参照）

- ab 仕様書に示す「配食人員の配置（基準）」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明（付紙第4「食器洗浄人員の配置」の例（食器洗浄）」参照）

(c) 管理態勢及び連絡態勢

- aa 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）（様式随意）
- ab 欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）（様式随意）
- ac 安全管理計画（様式随意）

(d) 従業員の教育研修態勢

- aa 社内教育の実施計画（様式随意）
- ab 新規採用者の教育態勢（様式随意）

b 食品衛生管理

(a) 衛生管理計画

- aa 作業従事者等の健康管理の取り組み（様式随意）
- ab 細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）（様式随意）
- ac 新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領（様式随意）

(b) 衛生事故への対応

報告態勢、社内マニュアル等（様式随意）

c 令和2・3・4年度における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況

(a) 不履行内容（減額されたものを含む。様式随意）

- aa 駐屯地名及び時期
- ab 業務不履行の内容及び発生原因

(b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）

- aa 改善に当たり取り組んだ事項
- ab 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策

- イ 提出期限
令和5年1月10日（火）1700
- ウ 提出方法
陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊契約班に持参又は郵送すること。
- (5) 入札関係書類の審査
前号アに掲げる提出書類を審査し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 入札参加資格に係る審査結果の通知
令和5年1月17日（火）までに書面により通知する。
- (7) 審査結果に対する疑義の申し立て
審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。
- (8) 入札及び開札
ア 時期
令和5年1月24日（火）13時10分
イ 場所
陸上自衛隊東千歳駐屯地第324会計隊契約班
ウ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
エ 郵便入札
件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和5年1月23日（月）17時までに第324会計隊契約班に必着させること。
この際、公告第12項（5）記載の担当者に電話にて到達の確認を行うこと。
- (9) 落札者の決定
第1項に規定する入札参加資格を全て満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上、決定する。この場合、該当する応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (10) 業務の引継ぎ
落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申出ることができる。
- (11) 契約書の作成（契約締結）
ア 全般
落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。
イ 落札者の提出
ア 提出期限
落札決定の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

陸上自衛隊東千歳駐屯地（契約班）に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和5年4月3日（月）に契約書を作成する。（契約内容は、令和5年4月1日から効力を発し、契約書は年度開始後の最初の平日に作成する。なお、暫定予算が組まれた場合においては、本予算成立後、引き続き効力を有するものとする。）

エ 様式

陸上自衛隊標準契約書

オ 付帯する特約条項

(ア) 部分払に関する特約条項

(イ) 談合等の不正行為に関する特約条項

(ウ) 暴力団排除に関する特約条項

カ 添付する書類

仕様書

3 委託費の支払方法

- (1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。
- (2) 官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第3号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする

4 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号（27.12.2）第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（喫食者に対する配食ができなかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒等の発生により履行しなかった場合を除く。）	10～20%×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入含む。）	1%×1 か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3～10%×1 か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1 か月分の委託費

※ 割合は契約担当官が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

5 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

特に、受託者からの契約金額の増減額を伴う申し出については、増減額分の見積書を提出するほか、官側の要求するエビデンス等の提出に応じるものとする。

「勤務予定表案」の例（食器洗浄）

1 必要人員数

(1) 現場責任者人員

朝食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、昼食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、夕食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人

(2) 作業従事者人員

朝食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、昼食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、夕食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人

2 シフト別勤務時間

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
現場責任者	1	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	A	休	C	B	A	休	C	C	休	休	C	B	A	休	休	C	A	休	C
作業従事者	2	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	休	休	C	B	A	休	C	B	休	C	C	B	A	休	休	B	A	休	C
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	10																															
	11																															

凡例 A：4：30～13：30（8時間労働1時間休憩） B：9：00～18：00（8時間労働1時間休憩）
 C：11：00～19：00（7時間労働1時間休憩） 休：休務 現場責任者又は代理者

「採用・運用計画等」の例（食器洗浄）

〇〇駐屯地の食器洗浄及び清掃作業部外委託における作業従事者等の採用・運用計画（例）

	確保予定人員	所属等	採用・運用予定	備考
現場責任者	1	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	
作業従事者	2	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	
	3	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	
	4	弊社所属	・ 現在弊社の別部署〇〇にて勤務 ・ 〇〇から異動予定（調整済）	
	5	弊社所属	・ 現在弊社の別部署〇〇にて勤務 ・ 〇〇から異動予定（検討中）※ 1、※ 2	
	6	弊社所属	・ 業務開始前（〇月〇日まで）に新規採用予定 ※ 2	
	...			

2 予定人員数を確保できなかった場合の処置対策

〇〇から異動できなかった場合、新規採用にて対応（※ 1）

新規採用にて〇月〇日までに確保できなかった場合、当面本社の人員をもって対応するとともに、地域を拡大して募集を継続（※ 2）

「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例（食器洗浄）

（注）計上する消耗品及び使用見積は、仕様書に基づき記載する。

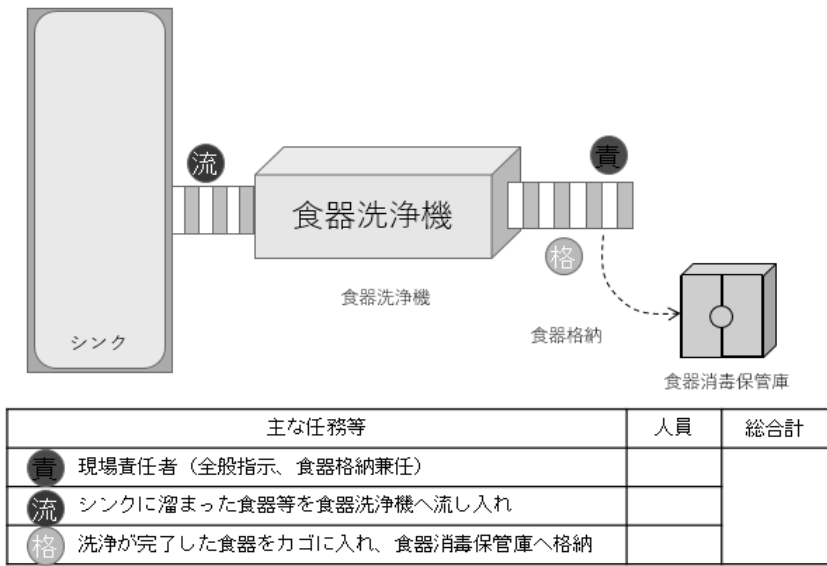
【食器洗浄】

No	使用区分	品 名	使用見積（月）	使用見積（年）	備考
1	作業従事者個人用	マスク	（例）1,200枚	（例）14,400枚	3枚/人日×12人×31日=1,116枚/月
2	作業従事者個人用	個人用被服			帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋			
	．．．				

「食器洗浄人員の配置」の例（食器洗浄）

（注）仕様書に準拠し、施設等の特性を踏まえ、主な任務等及び人員数を図示等により理解容易なように説明する。

【食器洗浄】（例）



給食業務の部外委託仕様書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

東千歳駐屯地業務隊

仕 様 書

件 名	仕様書番号	
給 食 業 務 の 部 外 委 託	作 成	令和4年10月7日
	作成部隊名	東千歳駐屯地業務隊

1 総 則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下、「官側」という）の
4 個食堂を一括して実施する給食業務の部外委託について規定する。

1. 2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる
契約履行の適否の検査を行なう者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる
契約履行の過程における監督を行なう者

d) 受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者

e) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官
側との交渉等に従事する者

f) 作業従事者

この役務に直接従事する者

g) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

h) 調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を
有する者

1. 3 本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備
した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時
間内に配食、並びに、これらに付随する食材、調味料など運搬、調理器
材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものである。
駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは表1のとおりであ
るが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間並びに献
立を変更する場合があります、受託者は官側との調整により柔軟に対応する
ものとする。

表１－駐屯地食堂における１日あたりの標準的な食数及び配食レーン

第 1 食堂～第 3 食堂				
区分		平 日	休日（土・日・祝日）	備 考
朝食	食 数	4 9 8 食		検食時間：0530
	配食時間	0 6 0 5～0 7 0 0		
	曹士食堂	1 コ配食レーン		
	幹部食堂			
	作業従事者数	6 名	0 名	
昼食	食 数	5 8 6 食	3 7 4 食	検食時間：1130
	配食時間	1 1 4 5～1 2 5 0	1 2 0 0～1 2 5 0	
	曹士食堂	1～2 コ配食レーン	1 コ配食レーン	
	幹部食堂	1 コ配食レーン		
	作業従事者数	1 8 名	9 名	
夕食	食 数	5 2 5 食	3 7 0 食	検食時間：1630
	配食時間	1 7 0 0～1 8 2 0	1 7 0 0～1 7 5 0	
	曹士食堂	1 コ配食レーン		
	幹部食堂			
	作業従事者数	9 名	7 名	
作業従事者数（月）		1 9～2 0 名		
第 4 食堂				
区分		平 日	休 日	備 考
朝食	食 数	7 0 食		検食時間：0545
	配食時間	0 6 1 5～0 7 4 5		
	一般食堂	1 コ配食レーン		
	作業従事者数	2 名	0 名	
昼食	食 数	1 5 0 食	5 5 食	検食時間：1040
	配食時間	1 1 1 0～1 2 4 0	1 1 1 0～1 2 4 0	
	一般食堂	1 コ配食レーン		
	作業従事者数	4 名	3 名	
夕食	食 数	6 5 食	4 0 食	検食時間：1540
	配食時間	1 6 1 0～1 7 4 0	1 6 1 0～1 7 4 0	
	一般食堂	1 コ配食レーン		
	作業従事者数	2 名	2 名	
作業従事者数（日）		4 名	6 名	
作業従事者数（月）		6 名		

注１：詳細は、別紙第１「令和３年１０月～令和４年９月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」参照

注２：作業従事者数（月）については、５．３で示す作業従事者勤務割振表で管理する人員の総員

注３：作業従事者数は駐屯地の過去の実績をもとに必要な参考値を設定

2 本受託業務に必要な態勢

2. 1 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、表1、別紙第1及び別紙第2「東千歳駐屯地食堂における配食人員の配置」等を基準として本委託業務を完成するために、勤務シフトを考慮した必要な作業従事者の数（19～20名基準）を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として各食堂に常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- 2) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できこと。
- 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- 4) 前3号に示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを1回300食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有する者又は調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を5. 3に示す時期まで提出するものとする。
- 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

b) 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 調理作業においては、各食堂常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

2. 2 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- 1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- 3) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- 4) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省平成9年3月24日付け衛食第85号別添）

※ ただし、5（4）③に記述される、「10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。」については、官側としてこれを要求しない。受託業者が自主的に実施する場合は受託業者の負担とする。

- 5) 北海道食品衛生法施行条例（平成12年条例第10号）
- 6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
- 7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、「感染症施行規則」という。）（平成10年厚生省令第99号）

2. 3 確保されるべき業務の質

- a) 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。
- b) 衛生的な食事を提供すること。
- c) 隊員の満足向上を図ること。

2. 4 作業従事者の服務

作業従事者の東千歳駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3. 1 全 般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章またはこれに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。
- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3. 2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、茹で、炒め、蒸し、味付け、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイルなどを実施する。

3. 3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置（運搬食分含む。）の、盛り付け（飯缶への詰め替え含む。）隊員等への配食並びにパン、弁当等の仕分け、部隊への交付を実施する。

3. 4 調理・配食に付随する作業

3. 4. 1 食材、調味料等の搬入・運搬作業

作業従事者等は、官側の立会いの下に食材・調味料等を受領するものとする。

3. 4. 2 給食器材・用具等の洗浄、整備及び格納

調理器材・用具等の使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。

3. 4. 3 厨房内等の清掃作業

厨房内（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯施設を含む。）の清掃及び調理作業などによって発生した残菜、残飯、廃油などの処理を実施するものとする。また、朝食時は、下膳室の使用済みの盆、箸、ゴミの整頓作業を実施する。

3. 4. 4 見本品の展示

毎食喫食開始までに見本食の展示を実施する。

3. 4. 5 喫食人員数の確認

食堂の入口で喫食人員数を確認し、適温配食に努めるものとする。

4 監督及び検査

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、茹で、炒め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面について管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 調理・配食作業終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配食レーン及び配置基準等に基づく、業務を履行するに足る作業従事者等確保の状況
	衛生管理	- 作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢 - 業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等みだしなみの状況
朝、昼、夕各食の調理作業終了時	調理状況	- 官側の指定した食材の使用、裁断、調理要領及び調理数に基づく作業状況 - 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理、温度管理、二次汚染の防止及び検食の保存状況
朝、昼、夕各食の配食作業終了時	配食状況	- 官側の指定した盛り付け要領及び配食状況 - 配食開始時間及び配食終了時間
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	- 官側の指定した要領・頻度に基づく、器材等の洗浄・清掃・格納状況 - 器材等の員数状況

5 その他

5. 1 作業に関する指示

- a) 給食器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が給食器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は、作業従事者等の故意又は過失によって食材、施設、器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに、官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- d) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。
- e) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、または利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- f) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては、感染症法及び感染症施行規則に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。
- g) 食堂整備日は月 1 回基準（2 日間）とし、使用施設・器材等の分解整備及び床清掃等を実施するものとする。
- h) 5 月、8 月、12～1 月の長期休暇期間の食堂運営は、交代で 1 コ食堂のみの運営を基準として実施する。ただし、喫食人員により変更する場合がある。

5. 2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表 2 のとおりとする。

表 2－官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期 (基準)	備 考
給食予定人員 献立表	月 1 回	翌月分を当該月 10 日まで	4 月分は左記に関わらず引き継ぎ期間に通知
確定人員	週 3 回	当該給食日の 8 ～ 11 日前	次の通り通知することを例とする。 1 前週月曜日に火・水曜日を通知 2 前週水曜日に木・金曜日を通知 3 前週木曜日に土～月曜日を通知

献立材料表	月 1 回	翌月分を当月末日まで	
調理及び配食細部要領	平日の毎日	平日 0 8 4 5	
各種検査等及び実習生の受け入れ	その都度	該当月の 1 か月前まで	
食堂整備日	月 1 回	当該日の 1 か月前まで	
給食委員会予定日	月 1 回	当該日の 1 か月前まで	

5. 3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表 3 のとおりとする。

表 3－提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
現場責任者の勤務経験関連資料	年 1 回	業務開始 1 0 日前まで	
作業従事者一覧	年 1 回	業務開始 1 0 日前まで	提出後、従事者に変更がある場合はその都度提出する。
作業従事者等調理師免許証の写し（免許保有者のみ）	年 1 回	業務開始 1 0 日前まで	同 上
作業従事者菌検索結果	月 1 回以上	毎月 1 5 日まで （ただし、5 年 4 月分は業務開始 1 0 日前まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業従事者勤務割振表（勤務予定表）	月 1 回	翌月分を当月 2 5 日まで	1 令和 5 年 4 月分は業務開始 1 0 日前まで 2 従事者に変更があればその都度提出する。

作業完了届	月 1 回	当月分を翌月 10 日まで	様式は別紙第 3 「役務完了 届」による。
調理工程表 (基準)	年 1 回	業務開始 10 日 前まで	その後、変更があればその 都度提出する。
保健所等によ る営業許可証 の写し	年 1 回	業務開始 10 日 前まで	
食堂整備日 における作業内 容	月 1 回	当該日の 7 日前 まで	

※ 1 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

※ 2 提出された作業従事者勤務割振表及び調理工程表を業務開始までに官側と協議するものとする。

5. 4 受託者が使用できる固有財産

a) 施設・設備

別紙第 4 「施設・設備一覧表」による。

b) 経費負担区分

前 1 号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5. 5 受託者の経費区分

5. 4 において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要なすべての経費は受託者負担とする。

別紙第 5 「(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)」

5. 6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度 4 月 1 日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内 3 月 24 日までに完了するよう協力しなければならない。

5. 7 飲食店営業許可

食品衛生法第 54 条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第 55 条の 1 項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、給食施設 (駐屯地隊員食堂) における飲食店営業 (一般食堂) の営業許可を受けなければならない。

契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行規則第 5 条 2、第 6 項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所所長に届け出なければならない。

5. 8 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和 3 年 1 0 月～令和 4 年 9 月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
1 0 月	第 1	平日	朝	566	275	421	8,929	1	114	8	912	78
			昼	662	274	468	10,487	1	300	8	2,400	35
			夕	712	143	428	8,199	1	160	8	1,280	51
			計	—	—	—	27,615	3	574	—	—	48
		休日	朝	524	215	370	3,637	0	0	0	0	0
			昼	665	147	406	3,087	1	73	8	584	42
			夕	640	129	385	2,893	1	45	8	360	64
			計	—	—	—	9,617	2	118	—	—	82
	第 2	平日	朝	564	179	355	7,462	1	126	8	1,008	59
			昼	656	364	500	10,498	1	316	8	2,528	33
			夕	543	145	377	7,917	1	145	8	1,160	55
			計	—	—	—	25,877	3	587	—	—	44
		休日	朝	448	171	280	2,795	0	0	0	0	0
			昼	634	118	280	2,241	1	72	8	576	31
			夕	522	115	269	2,154	1	60	8	480	36
			計	—	—	—	7,190	2	132	—	—	54
	第 3	平日	朝	342	201	288	5,773	1	105	8	840	55
			昼	716	388	591	11,821	1	349	8	2,792	34
			夕	595	343	487	9,745	1	225	8	1,800	43
			計	—	—	—	27,339	3	679	—	—	40
		休日	朝	410	350	394	3,569	0	0	0	0	0
			昼	411	245	299	2,695	1	79	8	632	34
			夕	396	281	306	2,760	1	65	8	520	42
			計	—	—	—	9,024	2	144	—	—	63
	第 4	平日	朝	72	53	64	1,408	1	42	4	168	34
			昼	157	129	142	3,126	1	84	4	336	37
			夕	87	52	70	1,539	1	42	4	168	37
			計	—	—	—	6,073	3	168	—	—	36
		休日	朝	47	31	40	362	0	0	—	—	0
			昼	63	38	52	465	1	20	4	80	23
			夕	57	39	45	408	1	20	4	80	20
			計	—	—	—	1,235	2	4	—	—	309

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
1 1 月	第 1	平日	朝	553	265	409	9,493	1	126	8	1,008	75
			昼	665	153	409	9,583	1	314	8	2,512	31
			夕	612	155	384	9,545	1	171	8	1,368	56
			計	—	—	—	28,621	3	611	—	—	—
		休日	朝	574	175	375	2,999	0	0	0	0	0
			昼	511	133	322	1,847	1	55	8	440	34
			夕	916	142	529	2,602	1	41	8	328	63
			計	—	—	—	7,448	2	96	—	—	—
	第 2	平日	朝	460	217	354	7,438	1	121	8	968	61
			昼	643	129	450	9,453	1	312	8	2,496	30
			夕	727	148	369	7,740	1	151	8	1,208	51
			計	—	—	—	24,631	3	584	—	—	—
		休日	朝	476	220	300	2,698	0	0	0	0	0
			昼	254	128	188	1,318	1	64	8	512	21
			夕	578	126	276	1,933	1	73	8	584	26
			計	—	—	—	5,949	2	137	—	—	—
	第 3	平日	朝	434	236	299	5,990	1	96	8	768	62
			昼	672	400	511	10,225	1	325	8	2,600	31
			夕	590	318	467	9,340	1	173	8	1,384	54
			計	—	—	—	25,555	3	594	—	—	—
		休日	朝	430	358	391	3,553	0	0	0	0	0
			昼	405	179	332	2,328	1	68	8	544	34
			夕	392	311	301	2,109	1	56	8	448	38
			計	—	—	—	7,990	2	124	—	—	—
	第 4	平日	朝	71	63	67	1,333	1	42	4	168	32
			昼	168	131	156	3,114	1	84	4	336	37
			夕	96	80	87	1,748	1	42	4	168	42
			計	—	—	—	6,195	3	168	—	—	—
		休日	朝	54	33	44	435	0	0	—	—	—
			昼	53	30	42	417	1	18	4	72	23
			夕	50	28	37	370	1	18	4	72	21
			計	—	—	—	1,222	2	36	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
1 2 月	第 1	平日	朝	804	361	583	9,437	1	108	8	864	87
			昼	875	261	568	10,711	1	294	8	2,352	36
			夕	851	135	493	9,847	1	155	8	1,240	64
			計	—	—	—	29,995	3	557	—	—	—
		休日	朝	495	237	366	2,642	0	0	0	0	0
			昼	470	289	380	2,402	1	59	8	472	41
			夕	516	285	401	2,563	1	47	8	376	55
			計	—	—	—	7,607	2	106	—	—	—
	第 2	平日	朝	425	124	365	6,564	1	107	8	856	61
			昼	603	161	531	9,561	1	278	8	2,224	34
			夕	500	115	379	6,823	1	124	8	992	55
			計	—	—	—	22,948	3	509	—	—	—
		休日	朝	440	225	293	2,637	0	0	0	0	0
			昼	252	123	199	1,192	1	71	8	568	17
			夕	229	129	200	1,401	1	55	8	440	25
			計	—	—	—	5,230	2	126	—	—	—
	第 3	平日	朝	469	154	370	6,673	1	105	8	840	64
			昼	736	208	513	9,244	1	286	8	2,288	32
			夕	627	92	383	6,900	1	149	8	1,192	46
			計	—	—	—	22,817	3	540	—	—	—
		休日	朝	540	336	412	3,285	0	0	0	0	0
			昼	359	129	298	1,194	1	47	8	376	25
			夕	339	128	245	981	1	34	8	272	29
			計	—	—	—	5,460	2	81	—	—	—
	第 4	平日	朝	65	32	53	1,218	1	46	4	184	26
			昼	156	49	128	2,945	1	92	4	368	32
			夕	80	43	67	1,545	1	46	4	184	34
			計	—	—	—	5,708	3	184	—	—	—
		休日	朝	47	30	39	314	0	0	—	—	—
			昼	46	26	39	309	1	16	4	64	19
			夕	41	29	36	287	1	16	4	64	18
			計	—	—	—	910	2	32	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
1 月	第 1	平日	朝	528	347	438	6,722	1	90	8	720	75
			昼	911	153	532	9,557	1	249	8	1,992	38
			夕	829	159	494	8,193	1	137	8	1,096	60
			計	—	—	—	24,472	3	476	—	—	—
		休日	朝	374	206	290	2,610	0	0	0	0	0
			昼	332	129	231	1,520	1	61	8	488	25
			夕	252	131	192	1,265	1	43	8	344	29
			計	—	—	—	5,395	2	104	—	—	—
	第 2	平日	朝	456	285	375	5,624	1	89	8	712	63
			昼	735	308	522	7,823	1	230	8	1,840	34
			夕	635	113	425	6,381	1	104	8	832	61
			計	—	—	—	19,828	3	423	—	—	—
		休日	朝	565	156	274	3,293	0	0	0	0	0
			昼	611	112	279	2,794	1	88	8	704	32
			夕	531	126	209	2,096	1	69	8	552	30
			計	—	—	—	8,183	2	157	—	—	—
	第 3	平日	朝	441	255	379	5,697	1	88	8	704	65
			昼	757	291	536	8,054	1	220	8	1,760	37
			夕	744	317	503	7,549	1	118	8	944	64
			計	—	—	—	21,300	3	426	—	—	—
		休日	朝	732	429	598	3,541	0	0	0	0	0
			昼	671	139	376	4,900	1	132	8	1,056	37
			夕	732	126	390	5,082	1	107	8	856	47
			計	—	—	—	13,523	2	239	—	—	—
	第 4	平日	朝	50	33	45	881	1	38	4	152	23
			昼	133	49	112	2,146	1	76	4	304	28
			夕	68	43	58	1,124	1	38	4	152	30
			計	—	—	—	4,151	3	152	—	—	—
		休日	朝	38	26	18	361	0	0	—	—	—
			昼	47	26	21	507	1	22	4	88	23
			夕	37	27	17	379	1	22	4	88	17
			計	—	—	—	1,247	2	44	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
2 月	第 1	平日	朝	517	396	457	8,299	1	109	8	872	76
			昼	637	397	517	9,543	1	259	8	2,072	37
			夕	634	151	393	8,158	1	141	8	1,128	58
			計	—	—	—	26,000	3	509	—	—	—
		休日	朝	366	285	326	3,221	0	0	0	0	0
			昼	469	169	319	2,143	1	71	8	568	30
			夕	458	157	308	2,015	1	55	8	440	37
			計	—	—	—	7,379	2	126	—	—	—
	第 2	平日	朝	482	321	416	7,479	1	108	8	864	69
			昼	892	486	668	12,023	1	270	8	2,160	45
			夕	829	238	551	9,916	1	117	8	936	85
			計	—	—	—	29,418	3	495	—	—	—
		休日	朝	396	282	332	3,318	0	0	0	0	0
			昼	568	168	339	2,708	1	68	8	544	40
			夕	579	179	317	2,537	1	53	8	424	48
			計	—	—	—	8,563	2	121	—	—	—
	第 3	平日	朝	359	275	328	5,911	1	143	8	1,144	41
			昼	686	436	533	9,605	1	266	8	2,128	36
			夕	601	308	538	9,699	1	144	8	1,152	67
			計	—	—	—	25,215	3	553	—	—	—
		休日	朝	590	220	421	3,656	0	0	0	0	0
			昼	686	217	394	3,548	1	75	8	600	47
			夕	518	371	307	2,459	1	66	8	528	37
			計	—	—	—	9,663	2	141	—	—	—
	第 4	平日	朝	51	41	48	860	1	38	4	152	23
			昼	140	116	126	2,260	1	76	4	304	30
			夕	75	57	62	1,119	1	38	4	152	29
			計	—	—	—	4,239	3	152	—	—	—
		休日	朝	45	26	36	360	0	0	—	—	—
			昼	55	22	40	402	1	20	4	80	20
			夕	48	23	34	340	1	20	4	80	17
			計	—	—	—	1,102	2	40	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
3 月	第 1	平日	朝	498	374	436	9,581	1	132	8	1,056	73
			昼	615	468	542	12,119	1	324	8	2,592	37
			夕	688	146	417	10,140	1	184	8	1,472	55
			計	—	—	—	31,840	3	640	—	—	—
		休日	朝	497	339	418	3,818	0	0	0	0	0
			昼	493	123	308	1,750	1	65	8	520	27
			夕	463	119	291	1,641	1	41	8	328	40
			計	—	—	—	7,209	2	106	—	—	—
	第 2	平日	朝	440	285	380	8,364	1	133	8	1,064	63
			昼	823	461	596	13,105	1	318	8	2,544	41
			夕	774	151	438	9,638	1	139	8	1,112	69
			計	—	—	—	31,107	3	590	—	—	—
		休日	朝	368	257	289	2,605	0	0	0	0	0
			昼	232	138	176	1,230	1	57	8	456	22
			夕	220	138	174	1,220	1	47	8	376	26
			計	—	—	—	5,055	2	104	—	—	—
	第 3	平日	朝	338	243	293	6,448	1	116	8	928	56
			昼	648	342	548	12,073	1	328	8	2,624	37
			夕	574	229	440	9,684	1	175	8	1,400	55
			計	—	—	—	28,205	3	619	—	—	—
		休日	朝	529	260	422	4,503	0	0	0	0	0
			昼	387	177	299	2,094	1	69	8	552	30
			夕	396	176	310	2,173	1	57	8	456	38
			計	—	—	—	8,770	2	126	—	—	—
	第 4	平日	朝	72	47	48	860	1	44	4	176	20
			昼	160	134	126	2,260	1	88	4	352	26
			夕	94	64	62	1,119	1	44	4	176	25
			計	—	—	—	4,239	3	176	—	—	—
		休日	朝	45	26	36	360	0	0	—	—	—
			昼	55	22	40	402	1	18	4	72	22
			夕	48	23	34	340	1	18	4	72	19
			計	—	—	—	1,102	2	36	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
4 月	第 1	平日	朝	579	372	476	8,614	1	117	8	936	74
			昼	645	435	540	10,569	1	272	8	2,176	39
			夕	605	222	414	8,960	1	145	8	1,160	62
			計	—	—	—	28,143	3	534	—	—	—
		休日	朝	582	348	465	4,051	0	0	0	0	0
			昼	585	284	435	2,545	1	58	8	464	44
			夕	574	251	413	2,171	1	41	8	328	53
			計	—	—	—	8,767	2	99	—	—	—
	第 2	平日	朝	651	160	432	8,646	1	119	8	952	73
			昼	821	176	604	12,070	1	289	8	2,312	42
			夕	709	143	435	8,701	1	128	8	1,024	68
			計	—	—	—	29,417	3	536	—	—	—
		休日	朝	962	300	439	4,379	0	0	0	0	0
			昼	571	120	326	2,607	1	65	8	520	40
			夕	566	120	340	2,720	1	50	8	400	54
			計	—	—	—	9,706	2	115	—	—	—
	第 3	平日	朝	301	175	256	5,138	1	110	8	880	47
			昼	722	383	601	12,021	1	299	8	2,392	40
			夕	615	403	516	10,336	1	147	8	1,176	70
			計	—	—	—	27,495	3	556	—	—	—
		休日	朝	542	363	481	3,779	0	0	0	0	0
			昼	442	358	400	2,405	1	65	8	520	37
			夕	467	396	428	2,568	1	57	8	456	45
			計	—	—	—	8,752	2	122	—	—	—
	第 4	平日	朝	70	40	62	1,267	1	40	4	160	32
			昼	169	48	152	3,145	1	80	4	320	39
			夕	90	50	83	1,703	1	40	4	160	43
			計	—	—	—	6,115	3	160	—	—	—
		休日	朝	47	40	43	429	0	0	—	—	—
			昼	60	40	52	516	1	20	4	80	26
			夕	57	41	51	508	1	20	4	80	25
			計	—	—	—	1,453	2	40	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
5 月	第 1	平日	朝	625	374	500	7,708	1	95	8	760	81
			昼	633	254	444	7,524	1	237	8	1,896	32
			夕	545	228	387	7,590	1	137	8	1,096	55
			計	—	—	—	22,822	3	469	—	—	—
		休日	朝	902	438	670	5,941	0	0	0	0	0
			昼	556	165	361	2,692	1	72	8	576	37
			夕	709	153	431	3,417	1	63	8	504	54
			計	—	—	—	12,050	2	135	—	—	—
	第 2	平日	朝	514	257	382	6,878	1	105	8	840	66
			昼	796	234	470	8,471	1	262	8	2,096	32
			夕	507	181	395	7,105	1	116	8	928	61
			計	—	—	—	22,454	3	483	—	—	—
		休日	朝	563	245	356	2,851	0	0	0	0	0
			昼	705	104	320	1,919	1	59	8	472	33
			夕	349	173	256	1,537	1	40	8	320	38
			計	—	—	—	6,307	2	99	—	—	—
	第 3	平日	朝	275	133	201	3,629	1	85	8	680	43
			昼	790	341	494	8,893	1	258	8	2,064	34
			夕	600	379	505	9,105	1	140	8	1,120	65
			計	—	—	—	21,627	3	483	—	—	—
		休日	朝	538	360	477	3,788	0	0	0	0	0
			昼	542	324	386	3,482	1	85	8	680	41
			夕	544	391	464	4,177	1	70	8	560	60
			計	—	—	—	11,447	2	155	—	—	—
	第 4	平日	朝	60	41	54	1,023	1	36	4	144	28
			昼	156	69	137	2,595	1	72	4	288	36
			夕	93	60	80	1,519	1	36	4	144	42
			計	—	—	—	5,137	3	144	—	—	—
		休日	朝	48	35	43	515	0	0	—	—	—
			昼	56	40	49	587	1	24	4	96	24
			夕	59	30	47	568	1	24	4	96	24
			計	—	—	—	1,670	2	48	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
6 月	第 1	平日	朝	604	354	479	9,557	1	124	8	992	77
			昼	629	321	475	10,542	1	327	8	2,616	32
			夕	649	207	428	9,792	1	178	8	1,424	55
			計	—	—	—	29,891	3	629	—	—	—
		休日	朝	520	293	407	3,316	0	0	0	0	0
			昼	564	184	374	1,964	1	53	8	424	37
			夕	581	183	382	1,999	1	45	8	360	44
			計	—	—	—	7,279	2	98	—	—	—
	第 2	平日	朝	487	225	362	7,963	1	134	8	1,072	59
			昼	711	333	495	10,886	1	330	8	2,640	33
			夕	599	152	386	8,483	1	149	8	1,192	57
			計	—	—	—	27,332	3	613	—	—	—
		休日	朝	327	209	265	2,121	0	0	0	0	0
			昼	198	145	171	1,028	1	48	8	384	21
			夕	238	141	180	1,082	1	39	8	312	28
			計	—	—	—	4,231	2	87	—	—	—
	第 3	平日	朝	294	194	234	5,149	1	105	8	840	49
			昼	717	242	452	9,953	1	316	8	2,528	31
			夕	594	124	381	8,396	1	170	8	1,360	49
			計	—	—	—	23,498	3	591	—	—	—
		休日	朝	501	189	379	3,172	0	0	0	0	0
			昼	495	104	271	1,626	1	59	8	472	28
			夕	461	99	266	1,601	1	48	8	384	33
			計	—	—	—	6,399	2	107	—	—	—
	第 4	平日	朝	66	57	62	1,361	1	44	4	176	31
			昼	172	139	156	3,431	1	88	4	352	39
			夕	93	80	88	1,927	1	44	4	176	44
			計	—	—	—	6,719	3	176	—	—	—
		休日	朝	52	39	45	360	0	0	—	—	—
			昼	54	37	48	385	1	16	4	64	24
			夕	54	38	49	393	1	16	4	64	25
			計	—	—	—	1,138	2	32	—	—	—

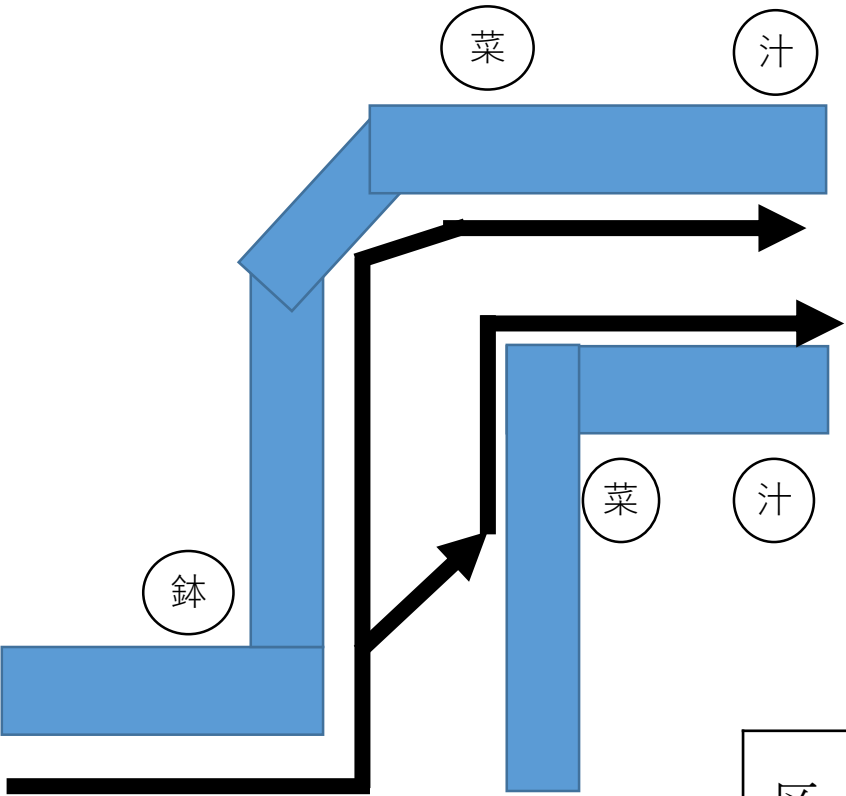
月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
7 月	第 1	平日	朝	773	399	586	10,541	1	114	8	912	92
			昼	919	469	694	12,703	1	276	8	2,208	46
			夕	869	250	560	11,161	1	150	8	1,200	74
			計	—	—	—	34,405	3	540	—	—	—
		休日	朝	692	389	541	5,323	1	21	8	168	253
			昼	651	123	387	3,221	1	63	8	504	51
			夕	621	108	365	3,751	1	40	8	320	94
			計	—	—	—	12,295	3	124	—	—	—
	第 2	平日	朝	736	236	476	9,518	1	132	8	1,056	72
			昼	866	325	583	11,676	1	332	8	2,656	35
			夕	759	199	480	9,607	1	154	8	1,232	62
			計	—	—	—	30,801	3	618	—	—	—
		休日	朝	330	237	296	3,263	0	0	0	0	0
			昼	472	125	269	2,423	1	74	8	592	33
			夕	445	122	242	2,177	1	65	8	520	33
			計	—	—	—	7,863	2	139	—	—	—
	第 3	平日	朝	405	206	306	6,134	1	114	8	912	54
			昼	712	392	579	11,593	1	301	8	2,408	39
			夕	590	317	472	9,448	1	176	8	1,408	54
			計	—	—	—	27,175	3	591	—	—	—
		休日	朝	465	290	422	4,701	0	0	0	0	0
			昼	586	321	406	2,846	1	75	8	600	38
			夕	543	353	357	2,499	1	56	8	448	45
			計	—	—	—	10,046	2	131	—	—	—
	第 4	平日	朝	74	57	66	1,329	1	40	4	160	33
			昼	174	140	159	3,178	1	80	4	320	40
			夕	102	76	92	1,833	1	40	4	160	46
			計	—	—	—	6,340	3	160	—	—	—
		休日	朝	68	45	54	594	0	0	—	—	—
			昼	144	39	63	689	1	22	4	88	31
			夕	92	46	59	646	1	22	4	88	29
			計	—	—	—	1,929	2	44	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り 食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
8 月	第 1	平日	朝	572	282	427	9,931	1	96	8	768	103
			昼	741	281	511	10,657	1	275	8	2,200	39
			夕	711	211	461	9,742	1	141	8	1,128	69
			計	—	—	—	30,330	3	512	—	—	—
		休日	朝	482	310	396	1,594	0	0	0	0	0
			昼	0	0	0	0	1	8	8	64	0
			夕	293	227	260	520	1	15	8	120	35
			計	—	—	—	2,114	2	23	—	—	—
	第 2	平日	朝	455	297	442	7,957	1	102	8	816	78
			昼	756	443	575	10,349	1	240	8	1,920	43
			夕	802	235	481	8,666	1	113	8	904	77
			計	—	—	—	26,972	3	455	—	—	—
		休日	朝	828	284	506	3,037	0	0	0	0	0
			昼	567	359	458	1,831	1	63	8	504	29
			夕	566	369	463	1,854	1	46	8	368	40
			計	—	—	—	6,722	2	109	—	—	—
	第 3	平日	朝	433	252	342	5,478	1	88	8	704	62
			昼	684	337	498	7,968	1	215	8	1,720	37
			夕	664	283	462	7,404	1	134	8	1,072	55
			計	—	—	—	20,850	3	437	—	—	—
		休日	朝	534	431	480	3,356	0	0	0	0	0
			昼	538	282	427	2,139	1	55	8	440	39
			夕	565	368	445	3,120	1	53	8	424	59
			計	—	—	—	8,615	2	108	—	—	—
	第 4	平日	朝	69	46	60	1,328	1	44	4	176	30
			昼	160	89	136	3,001	1	88	4	352	34
			夕	94	68	85	1,860	1	44	4	176	42
			計	—	—	—	6,189	3	176	—	—	—
		休日	朝	47	29	39	347	0	0	—	—	—
			昼	53	40	46	413	1	18	4	72	23
			夕	56	41	45	404	1	18	4	72	22
			計	—	—	—	1,164	2	36	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
9 月	第 1	平日	朝	541	296	419	7,963	1	106	8	848	75
			昼	746	357	552	9,690	1	251	8	2,008	39
			夕	656	250	453	8,558	1	123	8	984	70
			計	—	—	—	—	3	480	—	—	—
		休日	朝	438	286	362	3,760	0	0	0	0	0
			昼	532	149	341	2,182	1	68	8	544	32
			夕	521	150	336	2,049	1	49	8	392	42
			計	—	—	—	7,991	2	117	—	—	—
	第 2	平日	朝	462	253	376	7,506	1	125	8	1,000	60
			昼	691	332	526	10,524	1	309	8	2,472	34
			夕	546	169	397	7,945	1	154	8	1,232	52
			計	—	—	—	25,975	3	588	—	—	—
		休日	朝	351	244	283	2,830	0	0	0	0	0
			昼	365	143	208	1,663	1	73	8	584	23
			夕	259	121	167	1,337	1	73	8	584	18
			計	—	—	—	5,830	2	146	—	—	—
	第 3	平日	朝	301	153	234	4,681	1	94	8	752	50
			昼	667	256	437	8,756	1	281	8	2,248	31
			夕	525	108	350	7,015	1	163	8	1,304	43
			計	—	—	—	20,452	3	538	—	—	—
		休日	朝	410	215	340	2,051	0	0	0	0	0
			昼	403	97	190	1,527	1	73	8	584	21
			夕	401	106	190	1,520	1	59	8	472	26
			計	—	—	—	5,098	2	132	—	—	—
	第 4	平日	朝	71	53	60	1,191	1	40	4	160	30
			昼	412	139	153	3,063	1	80	4	320	38
			夕	97	78	83	1,659	1	40	4	160	41
			計	—	—	—	5,913	3	160	—	—	—
		休日	朝	47	33	40	397	0	0	—	—	—
			昼	55	37	46	456	1	20	4	80	23
			夕	57	42	47	466	1	20	4	80	23
			計	—	—	—	1,319	2	40	—	—	—

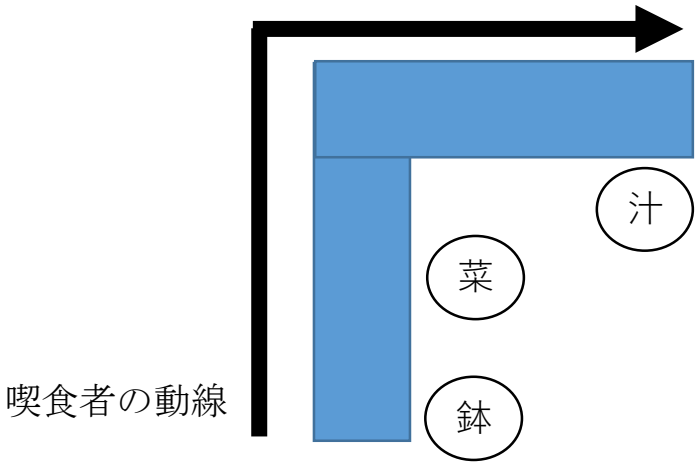
東千歳駐屯地（第1食堂）における配食人員の配置（基準）

曹土食堂



2レーン使用の場合の動線

幹部食堂

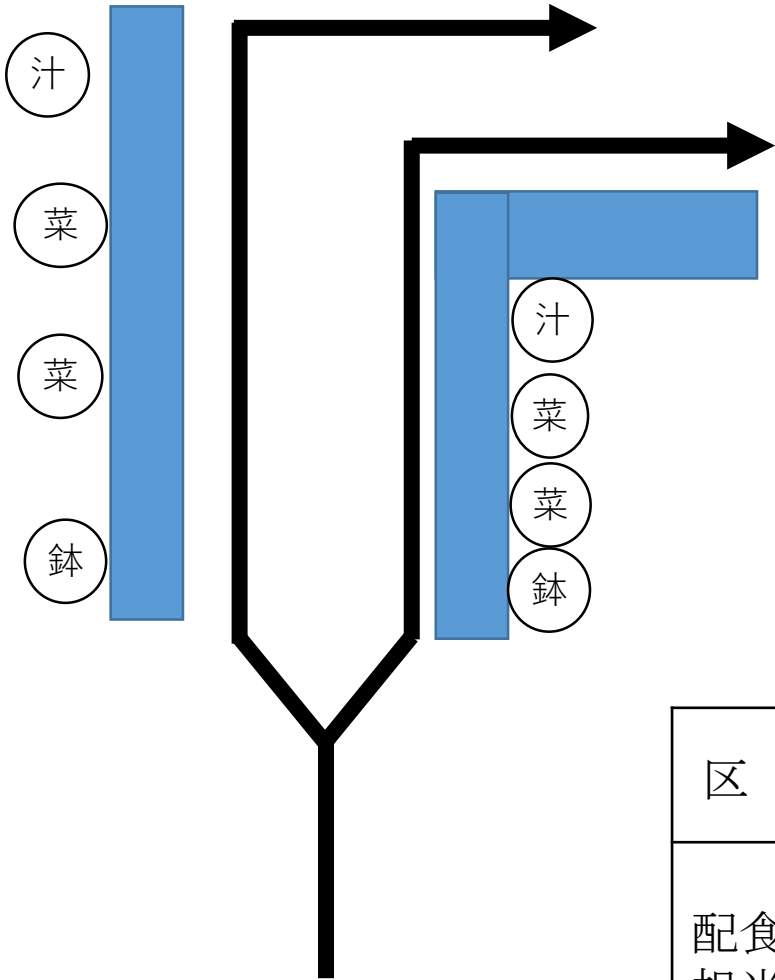


喫食者の動線

区 分	主な業務等	各レーン 配置人数	食堂合計 人数	総合計
配食等 担当	菜 菜皿・洋皿（主菜）担当	2～3	6	13
	鉢 小鉢（副菜）担当	2	3	
	汁 汁担当	1～2	4	

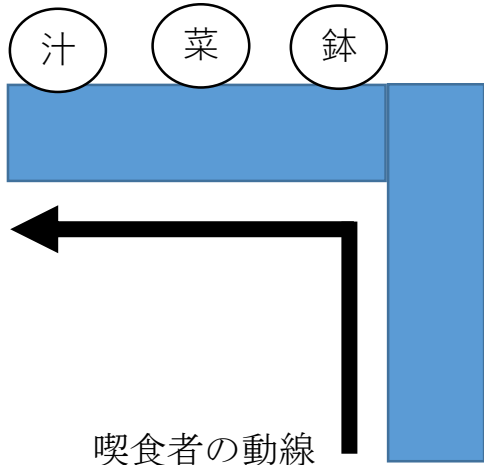
東千歳駐屯地（第2食堂）における配食人員の配置（基準）

曹士食堂



2レーン使用の場合の動線

幹部食堂

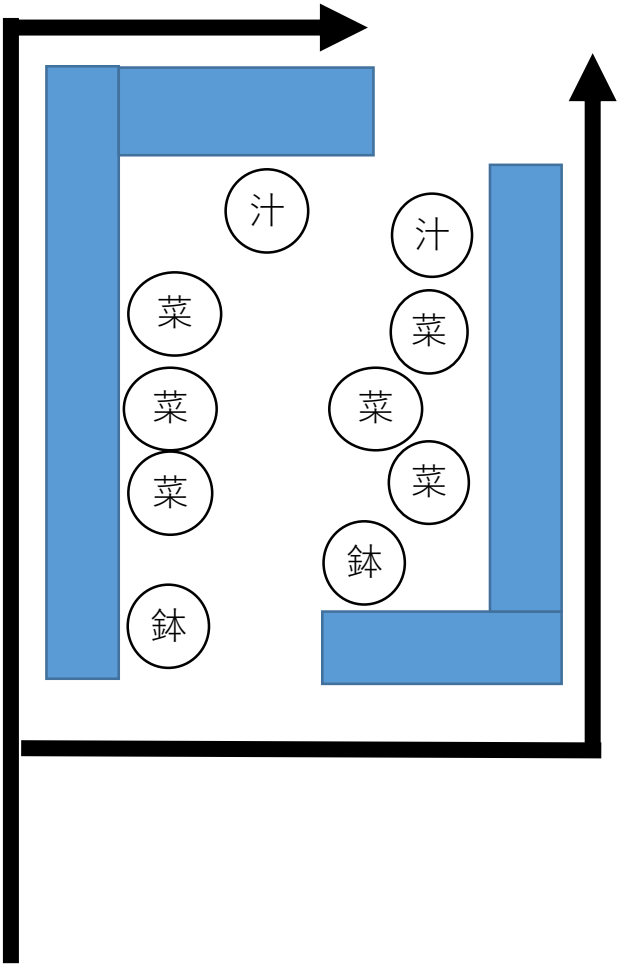


喫食者の動線

区 分	主な業務等	各レーン 配置人数	食堂合計 人数	総合計
配食等 担当	菜 菜皿・洋皿（主菜）担当	2	5	1 3
	鉢 小鉢（副菜）担当	1	3	
	汁 汁担当	2	5	

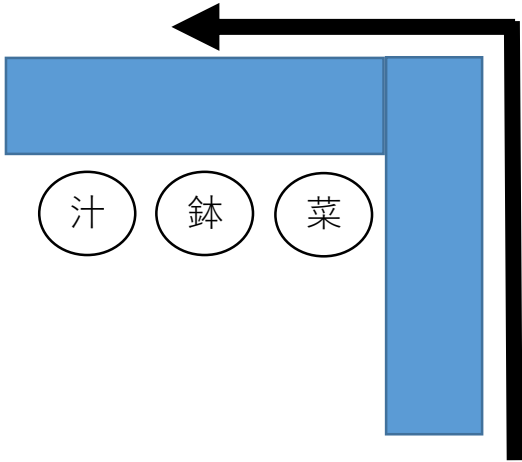
東千歳駐屯地（第3食堂）における配食人員の配置（基準）

曹士食堂



2レーン使用の場合の動線

幹部食堂

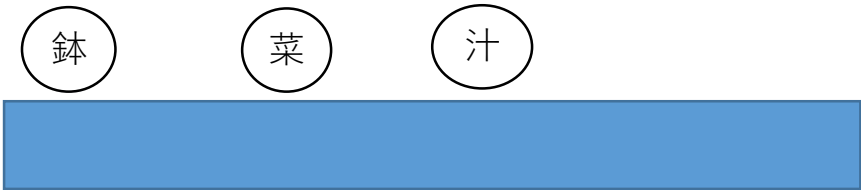


喫食者の動線

区 分	主な業務等	各レーン 配置人数	食堂合計 人数	総合計
配食等 担当	菜 菜皿・洋皿（主菜）担当	3	7	1 5
	鉢 小鉢（副菜）担当	1	3	
	汁 汁担当	2	5	

東千歳駐屯地（第4食堂）における配食人員の配置（基準）

幹部及び曹士食堂



喫食者の動線

区 分	主な業務等	各レーン 配置人数	食堂合計 人数	総合計
配食等 担当	菜 菜皿・洋皿（主菜）担当	1	1	3
	鉢 小鉢（副菜）担当	1	1	
	汁 汁担当	1	1	

役 務 完 了 届

分 任 契 約 担 当 官
陸上自衛隊東千歳駐屯地 殿
第 3 2 4 会 計 隊 長

契 約 者

下記のとおり、役務が完了したのでお届けします。

記

- 1 役 務 名：給食業務部外委託
- 2 役務場所：東千歳駐屯地業務隊補給科糧食班〇〇食堂
- 3 実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 実働日数

(1) 平 日： 日

(2) 休 日： 日
- 5 完了届出年月日： 年 月 日

施設・設備一覧表

区 分		数 量			
		第1食堂	第2食堂	第3食堂	第4食堂
調理器材及び器具	製氷機, 1号	2	2	2	
	製氷機, 4号				1
	解凍庫, 1号	1	1	1	
	解凍庫, 3号				1
	野菜切裁用調理機, 1号	1	1		
	野菜切裁用調理機, 2号			1	1
	球根皮むき機, 1号	2	2		
	球根皮むき機, 3号				1
	かまど, ガス, 回転式, 54L	2		1	
	連続式ガス炊飯装置, 1号	1	1		
	連続式ガス炊飯装置, 2号			1	
	たて型ガス炊飯器, 1号				2
	蒸気煮炊釜, 220L	6	8	5	
	蒸気煮炊釜, 110L				2
	コンベクションオーブン, 1号	2	1	1	
	コンベクションオーブン, 3号				1
	連続式焼物機, 1号	1	1	1	
	連続式焼物機, 2号				1
	連続式揚物機, 1号	1	1	1	1
	蒸し器, 1号	3			1
	蒸し器, 1号 (カートン式)		2	2	
	適温・選択配食器材, 1号	3	3	2	
	適温・選択配食器材, 2号	1	1	1	1
	配食室用温蔵庫, 1号	1	1	1	
	配食室用温蔵庫, 2号	1			
	配食室用温蔵庫, 3号			1	1
	配食室用保冷库, 1号	1	1	1	
	配食室用保冷库, 2号	1			1
	配食室用保冷库, 3号			1	
	蒸気湯沸器, 1号	1			
	蒸気湯沸器, 3号			1	
	冷凍機 (食品検査用)	1	1	1	1
	炊飯釜洗浄機, 2号	1	1	1	
	シンク	14	25	9	8
	調理台	9	25	11	2
	まな板	15	25	17	15
	包丁	31	38	21	12
施設等	下処理室	93m ²	107m ²	67m ²	26.8m ²
	厨房	447m ²	579m ²	276m ²	121.3m ²
	配食室	392m ²	209m ²	132m ²	24.9m ²
	控え室等	39m ²	42m ²	57m ²	63.4m ²
	冷凍・冷蔵・予冷库	72m ²	45m ²	52m ²	14.8m ²

(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)

番号	使用区分	品 名	備 考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	調理用消耗品	クッキングペーパー	
6	調理用消耗品	クッキングシート	
7	調理用消耗品	サランラップ類	保冷・保温等時にも使用
8	調理用消耗品	アルミホイル	
9	調理用消耗品	食器用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用	スポンジたわし	
11	調理器具清掃用	タオル、布巾	調理台等清掃
12	調理器具清掃用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	調理機械、包丁、まな板等
13	調理器具清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒
14	調理器具清掃用	クレンザー	
15	厨房清掃用	デッキブラシ	
16	官民共用	バケツ	
17	官民共用	ポリ袋	
18	官民共用	水切り	
19	官民共用	モップ	
20	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
21	官民共用	手洗い石鹸水	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
23	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

注：16から23は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整

食器洗淨及び清掃作業部外委託仕様書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

東千歳駐屯地業務隊

仕 様 書

件 名	仕様書番号	
食器洗浄及び清掃作業部外委託	作 成	令和4年 月 日
	作成部隊名	東千歳駐屯地業務隊

1 総 則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下「官側」という。）の4個の食堂を一括して実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1. 2 用語の意義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行なう者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

1. 3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりで

あるが、災害等の不測事態、訓練等により食数に増減、喫食時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

2. 1 作業の条件

2. 1. 1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は次による。

- a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第1「令和3年10月～令和4年9月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「東千歳駐屯地第1～第4食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として、作業従事者を適切に配置するものとする。
- b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認したうえで編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。
- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないように準備するものとする。
 - 1) 作業用被服類、食器洗剤及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
 - 2) 保健衛生用消耗品
 - 3) その他、官側の準備するもの以外全て
別紙第3「（食器洗浄及び清掃作業業務）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」
 - 4) 官側と共同施設などで使用する消耗品等は官側との協議による。
- d) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置するものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。
なお、施設及び器材などの維持、修理は原則として官側の負担とする。
- e) 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- f) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。

2. 1. 2 作業従事者の服務

作業従事者の東千歳駐屯地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

2. 1. 3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は、次による。

- a) 日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者。
- b) 勤務態度が良好でかつ清潔であること。
- c) 清潔・整頓、衛生に留意して食器洗浄、清掃作業を実施すること。
- d) 服装は、常に清潔なものを使用した炊事服等を着用するとともに名札をつけること。
- e) 現場責任者は、本委託業務に必要な知識、技術を有する者とし、各食堂に常時1名配置することとし、勤務時間中、常時青腕章などを装着し、所在を明確にする。

また、不在する場合は、代行者を指定するものとする。

2. 2 作業の内容

2. 2. 1 全般

- a) 現場責任者は、官側が実施する日々ミーティングに参加し、食器・配食缶類等の洗浄及び食堂等の清掃の細部要領について作業従事者に徹底するものとする。
- b) 現場責任者は、日々の作業開始までに出勤状況を官側の監督官又は検査官に通報するものとする。
- c) 駐屯地給食の範囲内における会食等にかかわる食器洗浄について、その都度官側の要求に基づき実施するものとする。
- d) 食器洗浄作業の内容について、官側の改善要求があった場合には、適切に対応するものとする。

2. 2. 2 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。

また、食器類が特に汚れている場合は、漂白洗浄を実施する。

- b) 配食後の食缶類を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。
この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
- d) 警衛隊等が使用する配食缶類を水槽において洗剤等を使用して洗浄し、指定場所に格納する。
- e) 第2食堂のみ朝食時に使用済み食器等を下膳室から食器洗浄室に搬入する。

f) 作業終了後、食器洗浄室を清掃する。

2. 2. 3 食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
- b) 喫食終了後、食堂の床、ドア、ゴミ箱、手洗い場（ジェットタオル含む。）、自動給茶機・冷水器等を清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
- c) ゴミについては可燃物・不燃物に区分し指定されたゴミ袋に収納して、指定場所に搬入する。
- d) 厨芥処理機の残飯を指定場所の容器に収納する。
- e) 残飯処理業者が返納した残飯容器を水槽、洗剤等を使用して洗浄し、指定場所に収納する。
- f) 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。

2. 2. 4 調味料等の補充・点検作業

各種調味料等の補充・容器の目詰まり等及び賞味期限の点検を実施する。この際、数量が不足している場合は、現場責任者が官側に申し出て受領する。

2. 3 作業量及び作業時間

2. 3. 1 作業数量

- a) 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は表 1 を基準とする。

表 1－食器・食缶類の種類

	種 類		種 類		種 類
1	飯食器	4	洋皿又はカレー皿	7	お 盆
2	汁食器	5	小 皿	8	箸又はスプーン等
3	菜 皿	6	小 鉢	9	配食缶等

※ 詳細は、別紙第 1 「令和 3 年 1 0 月～令和 4 年 9 月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」を参照

- b) 清掃場所等の数量は、表2を基準とする。

表2－清掃場所等

食堂区分		第1食堂	第2食堂	第3食堂	第4食堂
種 類	単 位				
食 堂	m ²	1 9 0 0	1 6 7 0	1 3 0 0	1 7 7
食 卓	個	2 0 2	1 7 3	1 2 5	3 0
椅 子	個	8 0 8	6 9 2	5 0 0	1 2 0
食卓備付品	個	2 0 2	1 7 3	1 2 5	3 0
食器洗浄室	m ²	2 6 0	1 3 8	1 1 3	3 1
残飯室	m ²	3 0	2 1	7. 8	5. 3

- c) 洗浄作業の1日当たりの標準的な数量は、別紙第1「令和3年10月～令和4年9月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」を参照

2. 3. 2 作業時間

作業時間は、表3を基準とする。

表3－作業時間

区分	平日	休日	備考
朝食作業	0 9 3 0～1 1 3 0		第1～4食堂 (第2食堂除く)
	0 5 4 0～0 7 3 0		第2食堂
昼食作業	1 1 4 5～1 6 0 0	1 1 0 0～1 6 0 0	第1～3食堂
	1 2 0 0～1 6 0 0		第4食堂
夕食作業	1 7 1 5～1 9 0 0	1 7 0 0～1 8 3 0	第1～3食堂
	1 7 1 5～1 8 4 5		第4食堂

2. 3. 3 作業量及び作業時間の変更

駐屯地食堂における標準的な作業量及び作業時間は2. 3. 1項及び2.

3. 2項のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により作業量の増減
作業時間の変更をする場合がある。細部は、監督官が指示する。

2. 4 長期休暇期間の食堂運営

5月、8月、12～1月の長期休暇期間の食堂運営は、第4食堂を除き交代で1
コ食堂のみの運営を基準として実施する。ただし、喫食人員により変更する場合
がある。

2. 5 食堂整備日における作業

食堂整備日は月1回基準（第1～3食堂は2日間、第4食堂は1日）とし、使用

器材・食堂内の備品等の手入れ、食堂内の床のワックス掛け・窓拭き及び残飯庫内清掃などを実施する。

2. 6 各種検査等に対する協力

受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。

3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 受託者は、仕様書に示す作業、受託者の経費負担及び提出書類などが、適時かつ確実に実施できず、官側から改善・処置を求められた場合には、速やかに改善計画を提出し、官側の承認を得た後、改善するものとする。
- c) 前項の改善計画による改善がなされなかった場合、官側は契約に関する減額又は契約解除などの処置を講ずることができる。
- d) 作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。その際、現場責任者は立会し、不備事項については、直ちに是正するものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業 開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等確保の状況
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理状態
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみの状況
朝・昼・夕各食の調理作業終了時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づく、食器、食缶等の洗浄・手入れ状況
		指定した数量の食器、食缶等の洗浄状況
朝・昼・夕各食の配食作業終了時	清掃状況	官側の指定した要領に基づく、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃状況
その日の作業 終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づく、器具等の洗浄・清掃・格納状況
		器具等の員数状況

4 その他の指示

4. 1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は次による。

- a) 受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）に定める調理従事者等の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。」
- b) 作業従事者に関わる食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従業員などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者等の負担によるものとする。

4. 2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表4のとおりとする。

表4－官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期 (基準)	備考
給食予定人員	月1回	翌月分を当該月10日まで	4月分は左記に関わらず引き継ぎ期間に通知
確定人員	週3回	当該給食日の8～11日前	次の通り通知することを例とする。 1 前週月曜日に火・水曜日分を通知 2 前週水曜日に木・金曜日分を通知 3 前週木曜日に土～月曜日分を通知
食器洗浄及び清掃細部要領	平日の毎日	平日0900	

各種検査等及び実習生の受け入れ	その都度	該当月の1か月前まで	
食堂整備日	月1回	当該日の1か月前まで	

4. 3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表5のとおりとする。

表5－提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年1回	業務開始10日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月15日まで（ただし、令和5年4月分は業務開始10日前まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者に変更がある場合はその都度提出
作業従事者勤務割振表（勤務予定表）	月1回	翌月分を当月25日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月10日まで	様式は別紙第4「役務完了届」による。
作業工程表（基準）	年1回	業務開始10日前まで	提出後、変更があればその都度提出

食堂整備日における 作業内容	月 1 回	当該日の 7 日前まで	
-------------------	-------	-------------	--

※ 1 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

※ 2 提出された作業従事者勤務割振表を業務開始までに官側と協議するものとする。

4. 4 その他の遵守事項

- a) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- b) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、または利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。

4. 5 作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式により行うものとする。

4. 6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度 4 月 1 日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内 3 月 24 日までに完了するよう協力しなければならない。

4. 7 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和 3 年 1 0 月～令和 4 年 9 月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
10月	第 1	平日	朝	566	275	421	8,929	1	127	7	889	70
			昼	662	274	468	10,487	1	127	7	889	83
			夕	712	143	428	8,199	1	118	7	826	69
			計	—	—	—	27,615	3	372	—	—	—
		休日	朝	524	215	370	3,637	0	0	0	0	0
			昼	665	147	406	3,087	1	36	7	252	86
			夕	640	129	385	2,893	1	34	7	238	85
			計	—	—	—	9,617	2	70	—	—	—
	第 2	平日	朝	564	179	355	7,462	1	129	7	903	58
			昼	656	364	500	10,498	1	130	7	910	81
			夕	543	145	377	7,917	1	132	7	924	60
			計	—	—	—	25,877	3	391	—	—	—
		休日	朝	448	171	280	2,795	0	0	0	0	0
			昼	634	118	280	2,241	1	35	7	245	64
			夕	522	115	269	2,154	1	35	7	245	62
			計	—	—	—	7,190	2	70	—	—	—
	第 3	平日	朝	342	201	288	5,773	1	124	7	868	47
			昼	716	388	591	11,821	1	124	7	868	95
			夕	595	343	487	9,745	1	118	7	826	83
			計	—	—	—	27,339	3	366	—	—	—
		休日	朝	410	350	394	3,569	0	0	0	0	0
			昼	411	245	299	2,695	1	39	7	273	69
			夕	396	281	306	2,760	1	33	7	231	84
			計	—	—	—	9,024	2	72	—	—	—
	第 4	平日	朝	72	53	64	1,408	1	42	2	84	34
			昼	157	129	142	3,126	1	42	4	168	74
			夕	87	52	70	1,539	1	42	2	84	37
			計	—	—	—	6,073	3	126	—	—	—
		休日	朝	47	31	40	362	0	—	—	—	—
			昼	63	38	52	465	1	20	5	100	23
			夕	57	39	45	408	1	20	2	40	20
			計	—	—	—	1,235	2	40	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
11月	第 1	平日	朝	553	265	409	9,493	1	94	7	658	101
			昼	665	153	409	9,583	1	98	7	686	98
			夕	612	155	384	9,545	1	86	7	602	111
			計	—	—	—	28,621	3	278	—	—	—
		休日	朝	574	175	375	2,999	1	4	7	28	750
			昼	511	133	322	1,847	1	32	7	224	58
			夕	916	142	529	2,602	1	28	7	196	93
			計	—	—	—	7,448	3	64	—	—	—
	第 2	平日	朝	460	217	354	7,438	1	101	7	707	74
			昼	643	129	450	9,453	1	101	7	707	94
			夕	727	148	369	7,740	1	104	7	728	74
			計	—	—	—	24,631	3	306	—	—	—
		休日	朝	476	220	300	2,698	0	0	0	0	0
			昼	254	128	188	1,318	1	46	7	322	29
			夕	578	126	276	1,933	1	46	7	322	42
			計	—	—	—	5,949	2	92	—	—	—
	第 3	平日	朝	434	236	299	5,990	1	116	7	812	52
			昼	672	400	511	10,225	1	116	7	812	88
			夕	590	318	467	9,340	1	116	7	812	81
			計	—	—	—	25,555	3	348	—	—	—
		休日	朝	430	358	391	3,553	0	0	0	0	0
			昼	405	179	332	2,328	1	49	7	343	48
			夕	392	311	301	2,109	1	43	7	301	49
			計	—	—	—	7,990	2	92	—	—	—
	第 4	平日	朝	71	63	67	1,333	1	40	2	80	33
			昼	168	131	156	3,114	1	40	4	160	78
			夕	96	80	87	1,748	1	40	2	80	44
			計	—	—	—	6,195	3	120	—	—	—
		休日	朝	54	33	44	435	0	0	—	—	—
			昼	53	30	42	417	1	20	5	100	21
			夕	50	28	37	370	1	20	2	40	19
			計	—	—	—	1,222	2	40	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
12月	第 1	平日	朝	804	361	583	9,437	1	91	7	637	104
			昼	875	261	568	10,711	1	101	7	707	106
			夕	851	135	493	9,847	1	87	7	609	113
			計	—	—	—	29,995	3	279	—	—	—
		休日	朝	495	237	366	2,642	1	6	7	42	440
			昼	470	289	380	2,402	1	22	7	154	109
			夕	516	285	401	2,563	1	22	7	154	117
			計	—	—	—	7,607	3	50	—	—	—
	第 2	平日	朝	425	124	365	6,564	1	100	7	700	66
			昼	603	161	531	9,561	1	100	7	700	96
			夕	500	115	379	6,823	1	87	7	609	78
			計	—	—	—	22,948	3	287	—	—	—
		休日	朝	440	225	293	2,637	0	0	0	0	0
			昼	252	123	199	1,192	1	20	7	140	60
			夕	229	129	200	1,401	1	20	7	140	70
			計	—	—	—	5,230	2	40	—	—	—
	第 3	平日	朝	469	154	370	6,673	1	85	7	595	79
			昼	736	208	513	9,244	1	97	7	679	95
			夕	627	92	383	6,900	1	97	7	679	71
			計	—	—	—	22,817	3	279	—	—	—
		休日	朝	540	336	412	3,285	0	0	0	0	0
			昼	359	129	298	1,194	1	30	7	210	40
			夕	339	128	245	981	1	24	7	168	41
			計	—	—	—	5,460	2	54	—	—	—
	第 4	平日	朝	65	32	53	1,218	1	46	2	92	26
			昼	156	49	128	2,945	1	46	4	184	64
			夕	80	43	67	1,545	1	46	2	92	34
			計	—	—	—	5,708	3	138	—	—	—
		休日	朝	47	30	39	314	0	0	—	—	—
			昼	46	26	39	309	1	16	5	80	19
			夕	41	29	36	287	1	16	2	32	18
			計	—	—	—	910	2	32	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
1月	第 1	平日	朝	528	347	438	6,722	1	76	7	532	88
			昼	911	153	532	9,557	1	86	7	602	111
			夕	829	159	494	8,193	1	77	7	539	106
			計	—	—	—	24,472	3	239	—	—	—
		休日	朝	374	206	290	2,610	0	0	0	0	0
			昼	332	129	231	1,520	1	29	7	203	52
			夕	252	131	192	1,265	1	29	7	203	44
			計	—	—	—	5,395	2	58	—	—	—
	第 2	平日	朝	456	285	375	5,624	1	93	7	651	60
			昼	735	308	522	7,823	1	109	7	763	72
			夕	635	113	425	6,381	1	113	7	791	56
			計	—	—	—	19,828	3	315	—	—	—
		休日	朝	565	156	274	3,293	0	0	0	0	0
			昼	611	112	279	2,794	1	36	6	216	78
			夕	531	126	209	2,096	1	28	6	168	75
			計	—	—	—	8,183	2	64	—	—	—
	第 3	平日	朝	441	255	379	5,697	1	83	7	581	69
			昼	757	291	536	8,054	1	87	7	609	93
			夕	744	317	503	7,549	1	87	7	609	87
			計	—	—	—	21,300	3	257	—	—	—
		休日	朝	732	429	598	3,541	1	4	6	24	885
			昼	671	139	376	4,900	1	29	6	174	169
			夕	732	126	390	5,082	1	29	6	174	175
			計	—	—	—	13,523	3	62	—	—	—
	第 4	平日	朝	50	33	45	881	1	40	2	80	22
			昼	133	49	112	2,146	1	40	4	160	54
			夕	68	43	58	1,124	1	40	2	80	28
			計	—	—	—	4,151	3	120	—	—	—
		休日	朝	38	26	18	361	0	0	—	—	—
			昼	47	26	21	507	1	22	5	110	23
			夕	37	27	17	379	1	22	2	44	17
			計	—	—	—	1,247	2	44	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
2月	第 1	平日	朝	517	396	457	8,299	1	90	7	630	92
			昼	637	397	517	9,543	1	90	7	630	106
			夕	634	151	393	8,158	1	75	7	525	109
			計	—	—	—	26,000	3	255	—	—	—
		休日	朝	366	285	326	3,221	1	6	6	36	537
			昼	469	169	319	2,143	1	35	6	210	61
			夕	458	157	308	2,015	1	28	6	168	72
			計	—	—	—	7,379	3	69	—	—	—
	第 2	平日	朝	482	321	416	7,479	1	93	7	651	80
			昼	892	486	668	12,023	1	93	7	651	129
			夕	829	238	551	9,916	1	94	7	658	105
			計	—	—	—	29,418	3	280	—	—	—
		休日	朝	396	282	332	3,318	0	0	0	0	0
			昼	568	168	339	2,708	1	32	6	192	85
			夕	579	179	317	2,537	1	26	6	156	98
			計	—	—	—	8,563	2	58	—	—	—
	第 3	平日	朝	359	275	328	5,911	1	90	7	630	0
			昼	686	436	533	9,605	1	93	7	651	103
			夕	601	308	538	9,699	1	93	7	651	104
			計	—	—	—	25,215	3	276	—	—	—
		休日	朝	590	220	421	3,656	0	0	0	0	0
			昼	686	217	394	3,548	1	38	6	228	93
			夕	518	371	307	2,459	1	38	6	228	65
			計	—	—	—	9,663	2	76	—	—	—
	第 4	平日	朝	51	41	48	860	1	36	2	72	24
			昼	140	116	126	2,260	1	36	4	144	63
			夕	75	57	62	1,119	1	36	2	72	31
			計	—	—	—	4,239	3	108	—	—	—
		休日	朝	45	26	36	360	0	0	—	—	—
			昼	55	22	40	402	1	20	5	100	20
			夕	48	23	34	340	1	20	2	40	17
			計	—	—	—	1,102	2	40	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
3月	第 1	平日	朝	498	374	436	9,581	1	126	7	882	76
			昼	615	468	542	12,119	1	126	7	882	96
			夕	688	146	417	10,140	1	114	7	798	89
			計	—	—	—	31,840	3	366	—	—	—
		休日	朝	497	339	418	3,818	1	7	6	42	545
			昼	493	123	308	1,750	1	26	6	156	67
			夕	463	119	291	1,641	1	19	6	114	86
			計	—	—	—	7,209	3	52	—	—	—
	第 2	平日	朝	440	285	380	8,364	1	23	7	161	364
			昼	823	461	596	13,105	1	136	7	952	96
			夕	774	151	438	9,638	1	127	7	889	76
			計	—	—	—	31,107	3	286	—	—	—
		休日	朝	368	257	289	2,605	0	0	0	0	0
			昼	232	138	176	1,230	1	32	6	192	38
			夕	220	138	174	1,220	1	29	6	174	42
			計	—	—	—	5,055	2	61	—	—	—
	第 3	平日	朝	338	243	293	6,448	1	111	7	777	0
			昼	648	342	548	12,073	1	116	7	812	104
			夕	574	229	440	9,684	1	116	7	812	83
			計	—	—	—	28,205	3	343	—	—	—
		休日	朝	529	260	422	4,503	1	7	6	42	0
			昼	387	177	299	2,094	1	29	6	174	72
			夕	396	176	310	2,173	1	29	6	174	75
			計	—	—	—	8,770	3	65	—	—	—
	第 4	平日	朝	72	47	48	860	1	44	2	88	20
			昼	160	134	126	2,260	1	44	4	176	51
			夕	94	64	62	1,119	1	44	2	88	25
			計	—	—	—	4,239	3	132	—	—	—
		休日	朝	45	26	36	360	0	0	—	—	—
			昼	55	22	40	402	1	18	5	90	22
			夕	48	23	34	340	1	18	2	36	19
			計	—	—	—	1,102	2	36	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
4 月	第 1	平日	朝	579	372	476	8,614	0	0	0	0	0
			昼	645	435	540	10,569	1	106	7	742	100
			夕	605	222	414	8,960	1	97	7	679	92
			計	—	—	—	28,143	2	203	—	—	—
		休日	朝	582	348	465	4,051	0	0	0	0	0
			昼	585	284	435	2,545	1	31	6	186	82
			夕	574	251	413	2,171	1	24	6	144	90
			計	—	—	—	8,767	2	55	—	—	—
	第 2	平日	朝	651	160	432	8,646	1	26	7	182	333
			昼	821	176	604	12,070	1	125	7	875	97
			夕	709	143	435	8,701	1	119	7	833	73
			計	—	—	—	29,417	3	270	—	—	—
		休日	朝	962	300	439	4,379	0	0	0	0	0
			昼	571	120	326	2,607	1	34	6	204	77
			夕	566	120	340	2,720	1	34	6	204	80
			計	—	—	—	9,706	2	68	—	—	—
	第 3	平日	朝	301	175	256	5,138	1	104	7	728	49
			昼	722	383	601	12,021	1	104	7	728	116
			夕	615	403	516	10,336	1	104	7	728	99
			計	—	—	—	27,495	3	312	—	—	—
		休日	朝	542	363	481	3,779	0	0	0	0	0
			昼	442	358	400	2,405	1	29	6	174	83
			夕	467	396	428	2,568	1	29	6	174	89
			計	—	—	—	8,752	2	58	—	—	—
	第 4	平日	朝	70	40	62	1,267	1	40	2	80	32
			昼	169	48	152	3,145	1	40	4	160	79
			夕	90	50	83	1,703	1	40	2	80	43
			計	—	—	—	6,115	3	120	—	—	—
		休日	朝	47	40	43	429	0	0	—	—	—
			昼	60	40	52	516	1	20	5	100	26
			夕	57	41	51	508	1	20	2	40	25
			計	—	—	—	1,453	2	40	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
5月	第 1	平日	朝	625	374	500	7,708	0	0	0	0	0
			昼	633	254	444	7,524	1	115	7	805	65
			夕	545	228	387	7,590	1	106	7	742	72
			計	—	—	—	22,822	2	221	—	—	—
		休日	朝	902	438	670	5,941	0	0	0	0	0
			昼	556	165	361	2,692	1	27	6	162	100
			夕	709	153	431	3,417	1	16	6	96	214
			計	—	—	—	12,050	2	43	—	—	—
	第 2	平日	朝	514	257	382	6,878	1	96	7	672	72
			昼	796	234	470	8,471	1	109	7	763	78
			夕	507	181	395	7,105	1	101	7	707	70
			計	—	—	—	22,454	3	306	—	—	—
		休日	朝	563	245	356	2,851	0	0	0	0	0
			昼	705	104	320	1,919	1	24	6	144	80
			夕	349	173	256	1,537	1	16	6	96	96
			計	—	—	—	6,307	2	40	—	—	—
	第 3	平日	朝	275	133	201	3,629	1	98	7	686	37
			昼	790	341	494	8,893	1	98	7	686	91
			夕	600	379	505	9,105	1	98	7	686	93
			計	—	—	—	21,627	3	294	—	—	—
		休日	朝	538	360	477	3,788	0	0	0	0	0
			昼	542	324	386	3,482	1	26	6	156	134
			夕	544	391	464	4,177	1	26	6	156	161
			計	—	—	—	11,447	2	52	—	—	—
	第 4	平日	朝	60	41	54	1,023	1	36	2	72	28
			昼	156	69	137	2,595	1	36	4	144	72
			夕	93	60	80	1,519	1	36	2	72	42
			計	—	—	—	5,137	3	108	—	—	—
		休日	朝	48	35	43	515	0	0	—	—	—
			昼	56	40	49	587	1	24	5	120	24
			夕	59	30	47	568	1	24	2	48	24
			計	—	—	—	1,670	2	48	—	—	—

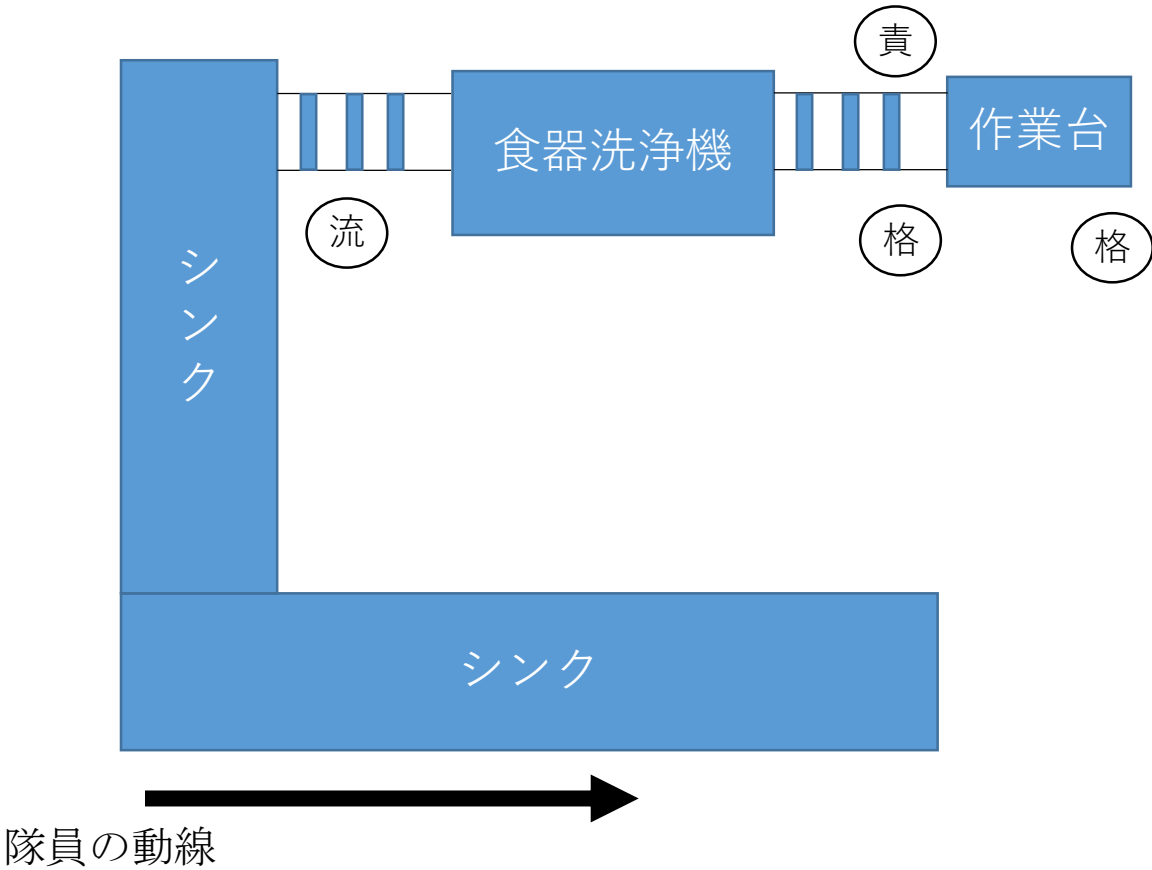
月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
6月	第 1	平日	朝	604	354	479	9,557	0	0	0	0	0
			昼	629	321	475	10,542	1	111	7	777	95
			夕	649	207	428	9,792	1	101	7	707	97
			計	—	—	—	29,891	2	212	—	—	—
		休日	朝	520	293	407	3,316	1	8	6	48	415
			昼	564	184	374	1,964	1	32	6	192	61
			夕	581	183	382	1,999	1	30	6	180	67
			計	—	—	—	7,279	3	70	—	—	—
	第 2	平日	朝	487	225	362	7,963	1	20	7	140	398
			昼	711	333	495	10,886	1	135	7	945	81
			夕	599	152	386	8,483	1	113	7	791	75
			計	—	—	—	27,332	3	268	—	—	—
		休日	朝	327	209	265	2,121	0	0	0	0	0
			昼	198	145	171	1,028	1	27	6	162	38
			夕	238	141	180	1,082	1	27	6	162	40
			計	—	—	—	4,231	2	54	—	—	—
	第 3	平日	朝	294	194	234	5,149	1	111	7	777	46
			昼	717	242	452	9,953	1	111	7	777	90
			夕	594	124	381	8,396	1	108	7	756	78
			計	—	—	—	23,498	3	330	—	—	—
		休日	朝	501	189	379	3,172	0	0	0	0	0
			昼	495	104	271	1,626	1	30	6	180	54
			夕	461	99	266	1,601	1	24	6	144	67
			計	—	—	—	6,399	2	54	—	—	—
	第 4	平日	朝	66	57	62	1,361	1	44	2	88	31
			昼	172	139	156	3,431	1	44	4	176	78
			夕	93	80	88	1,927	1	44	2	88	44
			計	—	—	—	6,719	3	132	—	—	—
		休日	朝	52	39	45	360	0	0	—	—	—
			昼	54	37	48	385	1	16	5	80	24
			夕	54	38	49	393	1	16	2	32	25
			計	—	—	—	1,138	2	32	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
7月	第 1	平日	朝	773	399	586	10,541	0	0	0	0	0
			昼	919	469	694	12,703	1	108	7	756	118
			夕	869	250	560	11,161	1	95	7	665	117
			計	—	—	—	34,405	2	203	—	—	—
		休日	朝	692	389	541	5,323	0	0	0	0	0
			昼	651	123	387	3,221	1	32	6	192	101
			夕	621	108	365	3,751	1	26	6	156	144
			計	—	—	—	12,295	2	58	—	—	—
	第 2	平日	朝	736	236	476	9,518	1	20	7	140	476
			昼	866	325	583	11,676	1	127	7	889	92
			夕	759	199	480	9,607	1	118	7	826	81
			計	—	—	—	30,801	3	265	—	—	—
		休日	朝	330	237	296	3,263	0	0	0	0	0
			昼	472	125	269	2,423	1	44	6	264	55
			夕	445	122	242	2,177	1	43	6	258	51
			計	—	—	—	7,863	2	87	—	—	—
	第 3	平日	朝	405	206	306	6,134	1	107	7	749	57
			昼	712	392	579	11,593	1	107	7	749	108
			夕	590	317	472	9,448	1	107	7	749	88
			計	—	—	—	27,175	3	321	—	—	—
		休日	朝	465	290	422	4,701	0	0	0	0	0
			昼	586	321	406	2,846	1	44	6	264	65
			夕	543	353	357	2,499	1	44	6	264	57
			計	—	—	—	10,046	2	88	—	—	—
	第 4	平日	朝	74	57	66	1,329	1	40	2	80	33
			昼	174	140	159	3,178	1	40	4	160	79
			夕	102	76	92	1,833	1	40	2	80	46
			計	—	—	—	6,340	3	120	—	—	—
		休日	朝	68	45	54	594	0	0	—	—	—
			昼	144	39	63	689	1	22	5	110	31
			夕	92	46	59	646	1	22	2	44	29
			計	—	—	—	1,929	2	44	—	—	—

月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
8月	第 1	平日	朝	572	282	427	9,931	0	0	0	0	0
			昼	741	281	511	10,657	1	86	7	602	124
			夕	711	211	461	9,742	1	74	7	518	132
			計	—	—	—	30,330	2	160	—	—	—
		休日	朝	482	310	396	1,594	1	4	6	24	399
			昼	0	0	0	0	1	19	6	114	0
			夕	293	227	260	520	1	13	6	78	40
			計	—	—	—	2,114	3	36	—	—	—
	第 2	平日	朝	455	297	442	7,957	1	16	7	112	497
			昼	756	443	575	10,349	1	119	7	833	87
			夕	802	235	481	8,666	1	117	7	819	74
			計	—	—	—	26,972	3	252	—	—	—
		休日	朝	828	284	506	3,037	0	0	0	0	0
			昼	567	359	458	1,831	1	25	6	150	73
			夕	566	369	463	1,854	1	24	6	144	77
			計	—	—	—	6,722	2	49	—	—	—
	第 3	平日	朝	433	252	342	5,478	1	95	7	665	58
			昼	684	337	498	7,968	1	95	7	665	84
			夕	664	283	462	7,404	1	94	7	658	79
			計	—	—	—	20,850	3	284	—	—	—
		休日	朝	534	431	480	3,356	0	0	0	0	0
			昼	538	282	427	2,139	1	29	6	174	74
			夕	565	368	445	3,120	1	29	6	174	108
			計	—	—	—	8,615	2	58	—	—	—
	第 4	平日	朝	69	46	60	1,328	1	44	2	88	30
			昼	160	89	136	3,001	1	44	4	176	68
			夕	94	68	85	1,860	1	44	2	88	42
			計	—	—	—	6,189	3	132	—	—	—
		休日	朝	47	29	39	347	0	0	—	—	—
			昼	53	40	46	413	1	18	5	90	23
			夕	56	41	45	404	1	18	2	36	22
			計	—	—	—	1,164	2	36	—	—	—

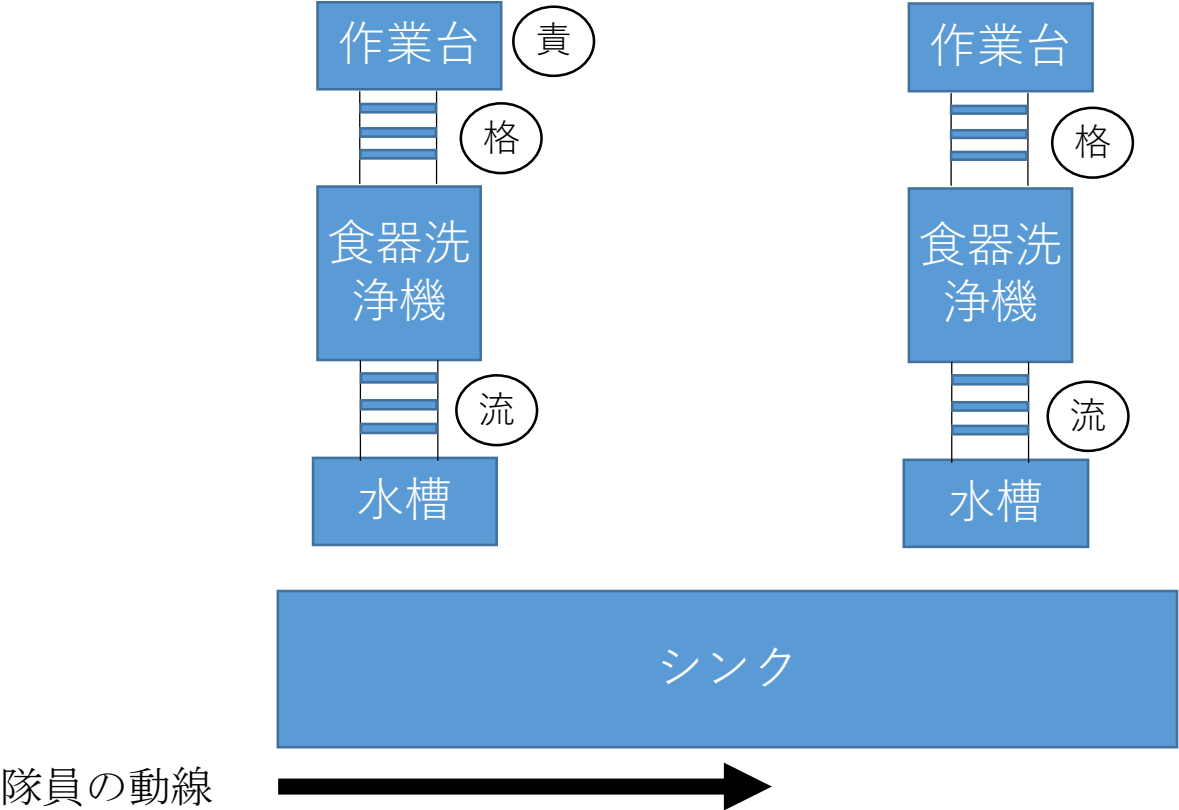
月	食堂	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
				最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの作業 時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
9月	第 1	平日	朝	541	296	419	7,963	0	0	0	0	0
			昼	746	357	552	9,690	1	114	7	798	85
			夕	656	250	453	8,558	1	113	7	791	76
			計	—	—	—	—	2	227	—	—	—
		休日	朝	438	286	362	3,760	0	0	0	0	0
			昼	532	149	341	2,182	1	41	6	246	53
			夕	521	150	336	2,049	1	36	6	216	57
			計	—	—	—	7,991	2	77	—	—	—
	第 2	平日	朝	462	253	376	7,506	1	20	7	140	375
			昼	691	332	526	10,524	1	129	7	903	82
			夕	546	169	397	7,945	1	111	7	777	72
			計	—	—	—	25,975	3	260	—	—	—
		休日	朝	351	244	283	2,830	0	0	0	0	0
			昼	365	143	208	1,663	1	34	6	204	49
			夕	259	121	167	1,337	1	34	6	204	39
			計	—	—	—	5,830	2	68	—	—	—
	第 3	平日	朝	301	153	234	4,681	1	100	7	700	47
			昼	667	256	437	8,756	1	100	7	700	88
			夕	525	108	350	7,015	1	100	7	700	70
			計	—	—	—	20,452	3	300	—	—	—
		休日	朝	410	215	340	2,051	0	0	0	0	0
			昼	403	97	190	1,527	1	35	6	210	44
			夕	401	106	190	1,520	1	29	6	174	52
			計	—	—	—	5,098	2	64	—	—	—
	第 4	平日	朝	71	53	60	1,191	1	40	2	80	30
			昼	412	139	153	3,063	1	40	4	160	77
			夕	97	78	83	1,659	1	40	2	80	41
			計	—	—	—	5,913	3	120	—	—	—
		休日	朝	47	33	40	397	0	0	—	—	—
			昼	55	37	46	456	1	20	5	100	23
			夕	57	42	47	466	1	20	2	40	23
			計	—	—	—	1,319	2	40	—	—	—

東千歳駐屯地（第 1 食堂）における食器洗淨人員の配置（基準）



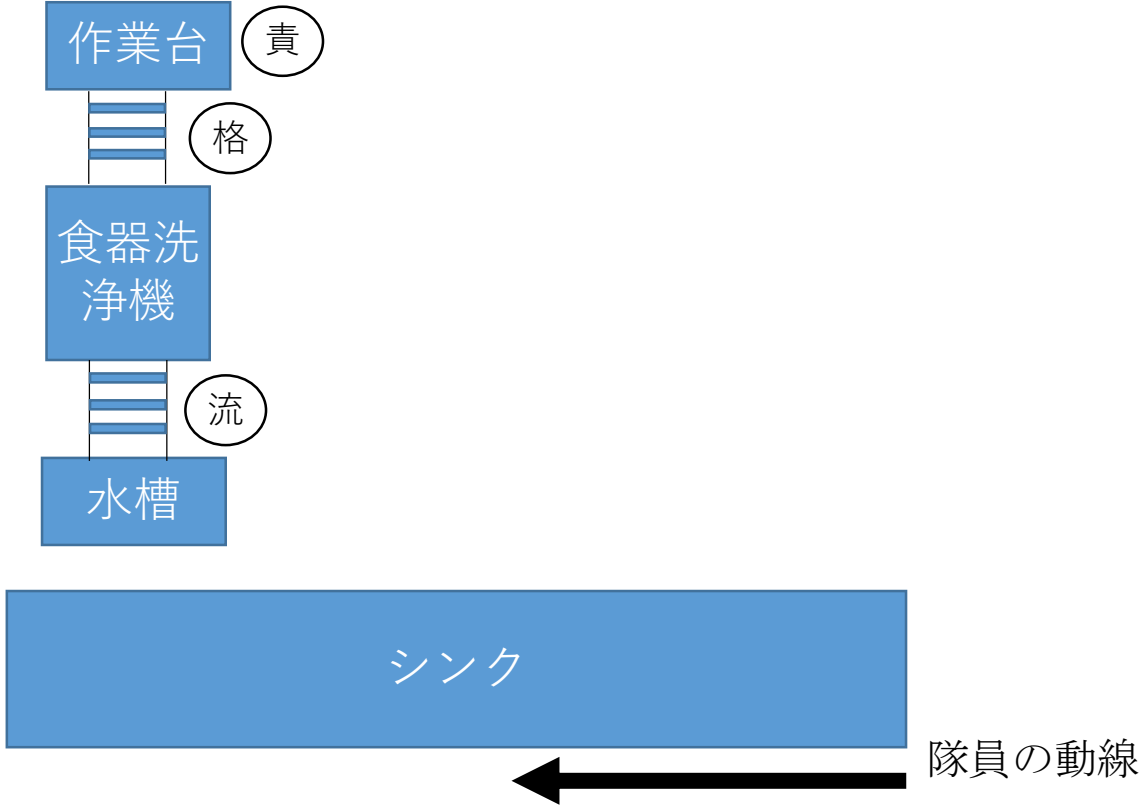
主な業務等		人 員	総合計
責	現場責任者（全般指示・食器格納兼任）	1	4
流	シンクに溜まった食器等を食器洗淨機へ流し入れ	1	
格	洗淨が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	2	

東千歳駐屯地（第2食堂）における食器洗浄人員の配置（基準）



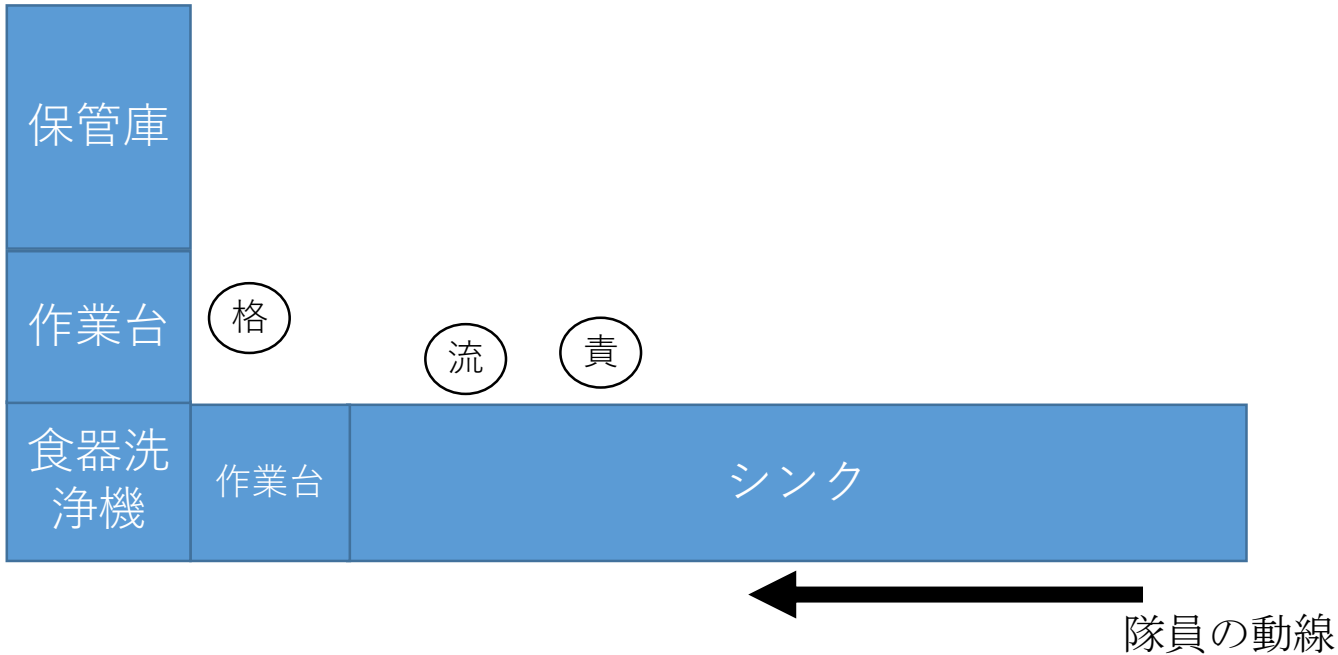
主な業務等		人 員	総合計
責任者	現場責任者（全般指示・食器格納兼任）	1	5
流	シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	2	
格	洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	2	

東千歳駐屯地（第3食堂）における食器洗淨人員の配置（基準）



主な業務等		人 員	総合計
責	現場責任者（全般指示・食器格納兼任）	1	3
流	シンクに溜まった食器等を食器洗淨機へ流し入れ	1	
格	洗淨が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	1	

東千歳駐屯地（第4食堂）における食器洗浄人員の配置（基準）



主な業務等		人 員	総合計
責	現場責任者（全般指示・食器格納兼任）	1	3
流	シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	1	
格	洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	1	

(食器洗浄及び清掃作業) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)

番号	使用区分	品 名	備 考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	中性洗剤、弱アルカリ洗剤	
7	食器洗浄用	クレンザー	
8	食器洗浄用	油用食器洗剤	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	ハイソリッドPAW
11	食器洗浄器具・卓上清掃用	消毒アルコール	洗浄後消毒、食卓・卓上品・椅子消毒
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル、布巾用
14	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	
15	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	
16	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	
17	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	
18	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	
19	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
20	官民共用	手洗い石鹼液	厨房入口、トイレ等
21	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等
23			
24			
25			
26			
27			
28			

※ 19から22は官民共用となるため、作業従事者数を基準として、官と要調整

役 務 完 了 届

分 任 契 約 担 当 官
陸上自衛隊東千歳駐屯地 殿
第 3 2 4 会 計 隊 長

契 約 者

下記のとおり、役務が完了したのでお届けします。

記

- 1 役 務 名：食器洗浄等作業役務
- 2 役務場所：東千歳駐屯地業務隊補給科糧食班〇〇食堂
- 3 実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 実働日数

(1) 平 日： 日

(2) 休 日： 日
- 5 完了届出年月日： 年 月 日

入 札 書（１グループ）

分任契約担当官

陸上自衛隊東千歳駐屯地

第３２４会計隊長 原野 直樹 殿

¥

（税抜）

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
給食業務の部外委託	仕様書のとおり	S T	1			
	以下余白					
【内 訳】						
第１～３食堂	仕様書のとおり	S T	1			
第４食堂	〃	〃	1			

履行期限 令和５年４月１日～令和６年３月３１日

履行場所 陸上自衛隊東千歳駐屯地

当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 ５年 １月２４日

住 所

会社名

代表者

印

入 札 書（２グループ）

分任契約担当官

陸上自衛隊東千歳駐屯地

第３２４会計隊長 原野 直樹 殿

¥

(税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
食器洗淨及び清掃作業部外委託	仕様書のとおり	S T	1			
	以下余白					
【内 訳】						
第１～３食堂	仕様書のとおり	S T	1			
第４食堂	〃	〃	1			

履行期限 令和５年４月１日～令和６年３月３１日

履行場所 陸上自衛隊東千歳駐屯地

当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 ５年 １月 ２ ４ 日

住 所

会社名

代表者

印

給食業務の部外委託積算内訳 1-1

給食業務の部外委託 計 円 ※税抜き

下記①～⑦の合計

1 人件費及び勤務体制

時間単価^{※1} 調理師資格保有者 _____ 円(作業1時間当たり)^{※2}
作業従事者 _____ 円(作業1時間当たり)

※1 第2項以降に係る経費を除いた単価
※2 募集上、深夜早朝(22時～5時)、土・日・祝日割増が必要な場合は、単価区分の追加可能

項 目			1人あたりの作業時間 (時間)	人数 (人)	日数 (日)	合計額 (円)
平 日	朝シフト※3	調理師※4				
		作業従事者				
	昼シフト	調理師				
		作業従事者				
	タシフト	調理師				
		作業従事者				
休 日 (土・日・祝日)	朝シフト	調理師				
		作業従事者				
	昼シフト	調理師				
		作業従事者				
	タシフト	調理師				
		作業従事者				
合計						

※3 シフトが3コ区分でない場合は追加・削除可能
※4 調理師・作業従事者以外の区分が必要な場合は追加可能(正社員等)
※5 月額での給与体系である場合は、月額である旨明確にしたうえで記入可能

給食業務の部外委託積算内訳 1-2

2 交通費・賞与等

項 目	1人当たりの金額 (円)	人数 (人)	月数 (月)	合計額 (円)

②

※ 賞与等がある場合は追加可能

3 各種保険料等

一式

円

③

項 目	保険料率(%) (事業者負担分のみ)	適用人数(人)	
		調理師	作業従事者
健康保険			
介護保険			
厚生年金保険			
雇用保険			
労災保険			
子ども・子育て拠出金			
その他()			

4 消耗品(被服費を含む、リスト参照)

一式

円

④

5 衛生管理費

一式

円

⑤

衛生管理費 (内 訳)	1人当たりの金額 (円)	人数 (人)	回数 (回)	合計額 (円)
菌検索※				
健康診断費				
クリーニング				

※ その他仕様書上の衛生管理を実施するために必要な項目があれば追加可能

6 その他

一式

円

⑥

※ 該当がある場合には必ず項目、数量、金額の内訳を示すこと

7 一般管理費

%

円

⑦

※ 上記1から6の費用を含まない(二重計上としない)率、金額

食器洗浄及び清掃業務部外委託積算内訳 1-1

食器洗淨及び清掃業務の部外委託

十

※税抜き

下記①～⑦の合計

1 人件費及び勤務体制

時間単価※1

作業従事者

円(作業1時間あたり)^{※2}

※1 第2項以降に係る経費を除いた単価

※2 募集上、深夜早朝(22時～5時)、土・日・祝日割増が必要な場合は、単価区分の追加可能

項 目		1人あたりの作業時間 (時間)	人数 (人)	日数 (日)	合計額 (円)
平 日	朝シフト※3				
	昼シフト				
	タシフト				
休 日 (土・日・祝日)	朝シフト				
	昼シフト				
	タシフト				
合計					

※3 シフトが3コ区分でない場合は追加・削除可能

①

2 交通費・賞与等

項 目	1人当たりの金額 (円)	人数 (人)	月数 (月)	合計額 (円)

※ 賞与等がある場合は追加可能

②

食器洗浄及び清掃業務部外委託積算内訳 1-2

3 各種保険料等

一式

円

③

項 目	保険料率(%) (事業者負担分のみ)	適用人数(人)	
		調理師	作業従事者
健康保険			
介護保険			
厚生年金保険			
雇用保険			
労災保険			
子ども・子育て拠出金			
その他()			

4 消耗品(被服費を含む、細部は仕様書参照)

一式

円

④

5 衛生管理費

一式

円

⑤

衛生管理費 (内 訳)	1人当たりの金額 (円)	人数 (人)	回数 (回)	合計額 (円)
菌検索※				
健康診断費				
クリーニング				

※ その他仕様書上の衛生管理を実施するために必要な項目があれば追加可能

6 その他

一式

円

⑥

※該当がある場合には必ず項目、数量、金額の内訳を示すこと

7 一般管理費

%

円

⑦

※上記1から6の費用を含まない(二重計上とならない)率、金額